

平成28年第2回西郷村議会定例会

議事日程（2号）

平成28年6月15日（水曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- |       |     |       |             |
|-------|-----|-------|-------------|
| No. 1 | 7番  | 藤田節夫君 | (P 13～P 29) |
| No. 2 | 12番 | 後藤功君  | (P 30～P 48) |
| No. 3 | 5番  | 佐藤厚潮君 | (P 50～P 56) |

・出席議員（16名）

1番 松田隆志君	2番 高橋廣志君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 佐藤厚潮君	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	8番 金田裕二君	9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君	11番 上田秀人君	12番 後藤 功君
13番 佐藤富男君	14番 大石雪雄君	15番 真船正晃君
16番 白岩征治君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	佐藤正博君	副 村 長	大倉 修君
教 育 長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会計室長	芳賀盛男君
参事兼 総務課長	山崎 昇君	参事兼 税務課長	近藤伸男君
住民生活課長	鈴木真由美君	放射能対策 課長	菅野 一君
福祉課長	真船 貞君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	福田 修君	参事兼 農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	田中茂勝君
上下水道課長	鈴木茂和君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	伊藤秀雄君	農業委員会 事務局長	若林哲雄君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤田哲夫	次 長 兼 議事係長兼 監査委員書記	黒須賢博
専門主査兼 庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（白岩征治君） 本日の会議は、村長、副村長、教育長及び各担当課長が出席しております。

それでは、本日の日程に入ります。

◎一般質問

○議長（白岩征治君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁を含めまして、1人につき約90分以内を原則といたします。

それでは、通告第1、7番藤田節夫君の一般質問を許します。7番藤田節夫君。

◇7番 藤田節夫君

1. 一般行政について
2. 村営住宅・定住促進住宅について
3. 農産物直売所の運営について

○7番（藤田節夫君） おはようございます。7番日本共産党の藤田です。通告に従いまして、一般質問を行います。

まずはじめに、指定ごみ袋の料金の引き下げについてお伺いいたします。

西郷村では、平成11年よりごみの減量化を目的に、家庭ごみの有料化が始まりました。ごみ収集処理事業は、衛生処理一部事務組合として、西白河地方5市町村が共同で行っております。各自治体では、ごみ処理運営負担金として一般財源から支出しております。西郷村においても、今年度は約1億7,500万円余を支出しております。

さらには、家庭ごみ袋についても指定ごみ袋を使い、有料となっております。指定ごみ袋の料金は、県内で一番高い料金となっております。村民の多くが社会保障費の値上がりや公共料金、消費税の増税などで厳しい生活環境の中、ごみ袋の料金も大きな負担になっております。そこで、はじめにお聞きいたします。

整備組合負担金の内訳と、負担金の支出が毎年違ってはいますが、過去の負担金の推移とごみ袋料金の内訳をお聞きいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 7番藤田議員の一般質問にお答えをいたします。

ごみ袋の料金の引き下げを前提として、その内訳並びに推移というご質問でございます。

ごみの処理は、お話のとおり一部事務組合と特別地方公共団体がつくって、共同処理ということで、白河それから西白河郡一緒に、そして、その場所は白河の亀石とい

うところでやっているところでございます。

ごみ処理の手数料につきましては、一般廃棄物の排出抑制、ごみの分別・資源化、再利用の推進、排出量に応じた負担の軽減化及び住民のごみに対する意識の向上と循環型社会に向けての転換といった観点から、お話のように平成11年10月より有料化に踏み切ったところでございます。

指定ごみ袋は、燃えるごみの大袋1枚当たりの袋の原価が12円35銭、小売店での販売手数料が3円10銭、ごみ処理手数料が39円55銭、合計55円、20枚セットで1,100円で売っていると。この分がご指摘のように一番高いという話でございます。

そして、内容でございますが、今、袋の原価とそれから販売手数料と、それからごみ処理の実際の手数料という組み合わせになっております。大体ご指摘のように、全国の有料化自治体の多くは30円から39円の水準となっているところでございます。

これを安くできないかというお話は、もちろん前からずっとお話がありましたので、なるべく安くできるようにということと、先ほどのごみに対する循環型社会に対する考えの意識向上というか、それに対する社会の運動として、有料化しながら公平な負担をとということを念頭に置いて決めてきたところでございます。

では、今年は1億7,500万円という負担金であります、これまでどうであったのかということでございます。平成12年度は1億1,596万7,000円、それから5年後は1億3,200万円、それからまた5年後は1億2,400万円、それから平成27年度、去年は1億6,700万円ということで、平成27年度の分担金には、災害で発生いたしました災害ごみの平成25年度処理分が含まれているということもあって、増えているところがあるわけでございます。

そして、負担金の計算の仕方ではありますが、まず、人口割、それから利用実績割、それから年間運行台数割、パッカー車の運行台数ですね、この3つの組み合わせでございます。平成28年度についてこの内訳を申し上げますと、平成27年度国勢調査速報値による人口による人口割合が5,200万円程度。それから、利用実績割でございます、平成28年度の計算につきましては、前々年度26年度の実績により計算いたしますが、これが5,600万円程度。それから、3番目の年間運行台数割ということにつきましては、前年度の運行に対する実績値により計算いたします、5,200万円程度。この合計が1億7,000万円というふうになっているところでございます。

増えているのは、人口が増えていたり、あるいは前年度あるいは前々年度の実績等に基づくということで、構成市町村の分担を決めておりますので、変動が出てくるということでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君の再質問を許します。

○7番（藤田節夫君） 西白河地方の燃えるごみ袋・大の料金を見てみると、今村長から言われましたとおり、袋の原価が12円、販売手数料が3円、処理手数料が40円となっていて、小売価格が1枚55円ですね。これは県内で一番高いごみ袋料金になっ

ているわけなんですよ。石川地方、東白河地方、双葉地方と比較すると、原価や販売料は変わらないということで、処理手数料が大きく違っていると。これは、なぜこんなに大きな差があるのか。

石川地方を見ると、処理手数料が15円、東白河地方が12.5円となっているんですけども、この差があるのはどういうことなのか、わかればお示しいただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご指摘のとおり、トータルでは今、原価、手数料それから諸費、この3つの組み合わせで決めているわけでありまして。ご指摘のとおり一番高い。次は1枚にしますと55円になりますが、大体双葉は50円、それから会津坂下は51円、その他は20円台と30円台がありますね。この分については、もう少し圧縮できないかということでございます。

これを圧縮するというふうになりますと、先ほどの一般財源の繰り出しが増えるということになりまして、予算をどっちへ出すかと。袋で取るのをもう少し緩くして、そして一般財源を出すかという、この判断になるわけでありまして。これは、構成、5つの市町村によって、市町村長と議員によって決定していきますので、この分については、今の分、一般財源でもう少し上乗せしましょうとなりますと、この部分は下がる可能性があります。

結局は、そういう形で行こうかどうかという判断になっていきますので、こういったこと、実際は安いほうがいいわけでありまして。しかしながら、同時に循環型、リサイクル、あるいは化石燃料であそこで燃やす、1日120トン最大燃やすわけでありまして、これを減らさないと、やはり料金は下がらないわけでありまして。では、どう下げていくかといった場合は、やはり堆肥化とか、あるいはなるべく過剰包装とかいろいろなものをスリム化していかなければだめだということになるわけでありまして。

この分をもう少し考えながら、なおかつ議員のご指摘のとおり安くできないかということとぶつかるわけでありまして。いつもこの話が出るわけでありまして、ご指摘いただいたことを念頭に、事務方のもう少しの努力あるいは負担金の出し方のやり方について議論を深めて、私も安ければそのほうがいいというふうに思っておりますが、全体としての予算の支出、各市町村の出し方の調整における合意というふうになりますので、組合の中で話をしていくということにしていきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今村長が言われましたけれども、結局、ほかのところと格差があると。値段の違いがあるということは、一般財源の出し方によって違うんだろということなんですよ。確かにそのとおりだと私も思いますけれども、以前から村民のほうから、このごみ袋の有料化は税金の二重取りではないかというような意見が、実は出ているんですよ。

いわゆるほかの地方が1枚15円で買えるところを、西郷村というか、この西白河地方は55円ということになっているんですよ。税金の一般財源から出ているので、

我々は税金を払って、それでこうやってごみ、ごみは誰でも出すんですよね、実はね、出さない人はいないんですよね。そういった意味では、こういったものは全て税金の中で処理手数料は出すべきものじゃないかと私は思っております。ぜひ、そういった意味では一般財源のほうからそういったお金を拠出して、ごみ袋から料金を取らないということに、ぜひ今後もしていただきたいと思いますけれども。

さらには、指定ごみ袋、家庭ごみの有料化をやられていない自治体が、たくさん実はあるんですね。もし福島県内でそういった自治体わかれば、全てじゃなくてもいいんですけれども、何%ぐらいやられているのとか、こういったところがやられていないとかいうのがわかればお示しいただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ごみ袋を有料化している自治体はどこですかという話ですが、27市町村ということで、県内では白河、矢吹、西郷、泉崎、中島、棚倉、矢祭、塙、鮫川、石川、浅川、古殿、玉川、平田、田村、会津坂下、三春、小野、飯館、広野、檜葉、富岡、川内、大熊、双葉、浪江、葛尾というのが、今お聞きしているところであります。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今言われたとおり、27市町村で行われていると。須賀川市や郡山市、福島市、いわき市など、大都市圏ではほとんど無料になっているんですね。買い物袋でもオーケーと。または中身の見える透明の袋であればオーケーということになっているわけです。

有料になっている自治体は27市町村ですけれども、人口的に見ると、福島県内の人口18%の地域にしか有料化になっていないと。やはりこれは、同じ福島県内に住む者として、やはり不公平ではないのかというふうに私は思います。

さらに全国的に見ても、有料化している自治体で指定ごみ袋に処理手数料を上乗せしている自治体は、実は少ないんですよね。有料化していても、処理手数料が含まれていない、そういった自治体が多く見られます。そうすると、ごみ袋も安い、原価と販売手数料のみになりますので、ぜひそういった意味では、そういった自治体は、先ほど村長も言われましたけれども、一般財源のほうで全て税金の収入でごみ処理を補っているということになっております。

さらにはまた、有料化している自治体も当然ありますけれども、そういったところでは、村独自に減免制度をつくって、年50枚なり100枚、村民というか世帯に配布をしているということもありまして、このごみ袋の有料化につきましては、全国的にもいろいろな意見が出ているわけです。結局、意見ということは、高いということなんですよね、そういった処理手数料を踏まえて指定袋を出しているところは。

そういった意味では、西白河地方においてもぜひ、村長は副管理者ですかね、という立場でぜひ、これは村民の声というか、ほとんどの人の声なのかなと、有料化されている自治体の方々の。そういったことでは、いろいろな会議でこういったことが発言して、ぜひ一般財源のほうからこのごみ処理手数料は面倒を見るべきではないかな

と思いますので、もう一度お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 納税の義務を果たして、そしてその対価としてサービスを受ける、これはルールでありますので、総体として村の予算の運営があります。同時に、これを共同事業としてやろうという構成団体の合意がどこにあるのかということになりますが、基本的には議員おっしゃられたように、なるべく安いほうがいいわけでありますので、そういったことができるようにといたしますか、そっちに近づける努力はしていきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 安いほうがいいというか、処理手数料が二重取りだということが、やはり一番あるのかなと私は思っております。

さらに、ごみ有料化によって、弊害も最近は見られていると。皆さんもちょっとご存じというか、見られると思うんですけども、コンビニやスーパーなどでごみ箱を以前は外に設置してあったんですけども、最近は店の中に設置してあると。なぜかという、家庭ごみを毎朝あそこへ寄って置いていくというんですよね。そういう現象も起きています。さらには不法投棄も、私は朝散歩しますけれども、不法投棄も相当投げられているというような状況も多く見られるので、ぜひこういった現象もあるので、ごみ減量化に本当にごみ袋有料化が適しているのかということのも疑問の一つかなと私は思っております。

続きまして、家庭ごみ有料化に伴って、減免措置についてお伺いしたいと思うんですけども、全国の家庭ごみ有料化を実施している自治体を調べてみると、ほとんど自治体で生活弱者や利用頻度の多い世帯について、紙おむつ等を使っている世帯について減免措置がなされているんですけども、西郷村ではこのごみ袋の減免措置がなされているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご指摘の無償配布は、実施していないところでございます。ご指摘のように、紙おむつとかそういった、どうしてもという部分があったり、風袋が普通よりは大きいと、そういった部分が段階といいますか、そういうことに遭遇した場合はご指摘の部分があるだろうと思いますので、もう少し検討していきたいというふうに思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） もう少し検討したいということですが、これは結構多くの方から意見が出ていまして、本当にごみ袋の料金が負担になるということを聞いたことがあります。

私ちょっと調べましたら、各自治体で行われている減免措置ですが、一つに子どもが2歳に達するまでの乳幼児がいる世帯、さらには障害者で紙おむつの支給を受けている人、要介護者で介護度4から5で在宅の人、さらには介護度3で紙おむつを使用している在宅の人、それと在宅で腹膜透析をしている人、身体障害者手帳1級

の人、生活保護法に基づいて生活扶助を受けている世帯、低所得者の世帯・村が定めた基準による、このような方々が主に、全国的に見ると減免措置を受けていて、年間約100枚から150枚ほどごみ袋が支給されています。

今まで全然こういったことがなされていなかったのが、何かちょっと不思議かなと思うところなんですけれども、村民を思う福祉の心というものがあるならば、やはり今からでも遅くないので、早急にこういった方々に対してはごみ減免措置をするようにしていただきたいと思うんですけれども、もう一度伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 子どもの2歳児までとか、おむつを使うところ、よくわかりますね。1袋55円の紙に30キロ詰め込むというふうになりますので、それがどの程度までということ、組み合わせになってくるだろうと思います。そのほかの手帳のこともありました、ごみの排出等、どの部分がというか、紙おむつはよくわかりますですね。それ以外もちょっとありますので、さらにご指摘の部分は検討していきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 検討するということなので、村長の検討するは、という話になっちゃいますけれども、ぜひ本当に真剣になってこの辺は検討していただいて、対処していただきたいと思います。

あと最後に、ごみ削減を根本的に進めるのには、生産者なり事業者、これを法律で位置づけられてはいないので、拡大生産者責任ということがあるんですよ。拡大生産者責任を法律化して、やはり製品が廃棄された後の処理、リサイクルの段階まで費用負担を含めた生産者の責任を強化することが一番なのかなと思います。

最初有料化されたときは、そういった話も出ていたんですよ。過剰包装はやめましょうとか。ところが、現在は全然そういった話もなく、法律もないので、強制力もないので、生産する、製品をつくるほうはそのままになっちゃっておりますけれども、そういったところを強化することによって、こういったごみ削減もつながるんじゃないかと思っておりますけれども。

ドイツなどの環境先進国では、法律で位置づけられていて実践されていると。日本は大企業優先と何でも私言いますけれども、結局生産者側の反対があるために、法律もできない、つくれないというのが現実なんですよ。そういった意味では、こういった部分もやはり法律化して、生産者に対しての強化もしていくべきだと思いますので、村長に対しては、今後もそういったことをいろいろ会議の中でやはり訴えていただきたいと思います。

もう一度私のほうから、くどくなりますけれども、家庭ごみ有料化は、自治体が住民に経済的痛みを押しつけております。税金を納める村民からさらに手数料を徴収するという、まさに税金の二重取りであります。よって、処理料はごみ袋から省いていただきたい。先ほど来話も出ていました、検討していくということなので、こういった声も多く出ていますので、ぜひごみ袋の軽減のために、村長には中央議会などで

声を上げていていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次に、村営住宅と定住促進住宅についてお伺いします。

はじめに、村営住宅と定住促進住宅の入居基準についてお伺いいたします。定住促進住宅は、雇用促進住宅から村が買い取り、運用をしております。西郷村では、子安森に定住促進住宅が2棟、80戸ありますが、現在約3分の1が空き家になっております。昨年、入居条件を緩和して4階・5階の家賃を下げましたが、4階・5階は階段の昇降がきついため敬遠されがちで、なかなか入居者がいないのが現実のようです。

所得制限もあり、月収が12万3,001円から15万9,000円以下となっております。単身者でも入居でき、家賃の変動もなく、メリットもありますが、入居する方が少ないという原因はどのように見ているのかお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） 7番藤田議員の一般質問にお答えします。

まずはじめに、入居基準でございますが、公営住宅の入居につきましては6つの条件がございます。

はじめに、居住するための住宅に困窮していること。2つ目に、現に居住し、または居住しようとする親族がいること。ただし、60歳以上につきましては単身入居ができる状況でございます。3つ目としまして、世帯の総所得から公営住宅法で控除した後の月額が15万8,000円以下であること。ただし、高齢者、障害者等の裁量世帯につきましては月額21万4,000円以下でございます。4つ目に、現在西郷村に居住または西郷村に職を有していること。5つ目が、村税など地方税等の滞納をしていないこと。6つ目が、暴力団等でないことの6つの条件でございます。

次に、子安森の定住促進住宅への入居でございますが、こちらのほうは単身入居も可能でございます。居住要件については特にございませんが、収入要件がございまして、世帯の総所得から公営住宅法で定める控除をした後の月額が12万3,001円以上25万9,000円以下の方が入居申し込みをすることができます。川谷定住も同様に、3万円から25万9,000円の所得制限がございました。

以上が入居条件となっております。

今お尋ねの、子安森の入居自体がなかなか入らない状況は、どのような状況かということでございますが、一つはやはり設備的にちょっと老朽化がしておる、そういった状況でございます。どうしてもシャワー等がついていないことが、若い方の必須条件のようでございます。それと、やはり階段、5階建てになってございますので、4階、5階の昇降につきましては高齢者の方が支障をきたしておる、そういった状況から申し込みが少ない状況となっております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 設備の老朽化と、シャワー等がついていないということが原因ということですね。

村営住宅は、収入の少ない方が入居できる公営住宅になっております。また、収入基準が定められていて、収入基準額が世帯の総収入で15万8,000円以下となっております。村営住宅につきましては、現在、上野原、下羽太、折口原、椋山、新川谷、岩下、新羽太にあります。中には築年数も古く、長屋づくりで入居を希望する人も少ないとも聞いております。

どうしても鉄筋コンクリートづくりの椋山団地、岩下団地に人気が集まると聞いておりますが、椋山団地、岩下団地はスーパーも近くにあり、立地条件もよいため、なかなか空き家が出ないというのが現状だと思います。

子安森定住促進住宅は、建築が昭和58年とまだ新しく、村営住宅に希望しないで、定住促進住宅を希望する村民の方もおりますが、入居条件が合わないために入居できないのが現実です。

地域自立性一括法という法律がありますが、これは地域の自立性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律ということですが、これを使えば、公営住宅においても入居基準や収入基準が、地方自治体の条例に委託されています。よって、定住促進住宅も公営住宅法の整備基準に沿って整備されるものと理解をしておりますが、これは間違いないでしょうか。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） 定住促進住宅につきましては、公営住宅法の法の適用は受けない住宅でございます。

以上でございます。

公営住宅法の法の適用を受けない住宅です。子安森の定住は、公営住宅ではない住宅です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今、公営住宅の法の適用を受けないということですが、私がちょっと調べたところでは、定住促進住宅も公営住宅の整備基準に沿って整備されるものとなっておりますけれども、これは、じゃ、私の間違いだったのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

定住促進住宅の子安森宿舎につきましては、以前は雇用促進住宅でございまして、そちらのほうからの譲り受けという形でございますので、私どものほうは、公営住宅法で建てたものにつきましては公営住宅法の適用を受けるもので、あちらの定住促進住宅につきましては、村の定住促進住宅として管理してございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） いずれにしても、地域自立性一括法という中で、こういった住宅部分も各地方自治体にもう条件は任すよというような条例だと思うんですよ。そういったことであれば、雇用促進住宅を村で購入したということであっても、村で購入したとなれば、村の公営住宅と私は変わらないと思うんですよ。そういった意味で

言えば、入居条件などを変えることはできると思うんですよね。

前に、昨年も、それは基準があるとは思いますが、条件を変えておりますけれども、そういったことでは、ある自治体を見ると、入居条件をほとんどなくしちゃって、誰でも入れるというところも実はあるんですよね。それは当然、雇用促進住宅をその自治体で買って運営をしているんですけれども。そういった意味では、西郷村でもそういったことができるのではないかと思うんですけれども、もう一度伺いたします。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律でございますが、これは一括法でございますが、公営住宅、都市公園法、道路構造令とか、そういったものが一括で緩和されるものでございました。

それで、村におきましても、平成24年第1回定例会、平成25年度第1回定例会におきまして、村営住宅の条例の改正を行ってございます。これは、公営住宅法が地方自治体の状況に応じて緩和されるべきもので、入居基準等が、法ではなくて条例で定められるという形で、今現在は村営住宅の条例の中に入居基準等のものが縛られてございます。

定住促進住宅につきましては、これはまちづくり交付金の中で、村が中所得者層のための住宅として購入したものでございまして、公営住宅につきましては低所得者層、公営住宅よりもちょっと所得がオーバーされる方、そういった方のための住宅として村が購入したものでございます。

以前、議員のほうから入居条件の緩和という形で、ある程度公営住宅と定住住宅の所得の部分につきましては、公営住宅の上限値、定住の下限値をダブらせて、どちらでも選べるような住宅の部分の世帯階層は設けてございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） ある程度の条件変更はできるということでご理解してよろしいでしょうか。

それで、なぜ私がこういった質問をするかといいますと、ある村民の方が村営住宅の入居を申し込みした際に、希望する村営住宅のあきがなかったと。老朽化して長屋化されていて、当然、もう築40年以上もたっているんで、できれば眉山団地とか子安森とか、ちょっとそういったところに入りたいと。長屋はちょっと、なんていう話が出たので、では、定住促進住宅、そちらのほうに入れたいかということでしたけれども、結局条件が合わない。結局所得が、その方は年金収入とちょっとしたアルバイト、それでも160万円ぐらいは年間収入として見込まれてはいるんですけれども。

結局、そういった方は所得が発生しないので、結局入居基準には外れてしまうということで、そういった方々がそういった公営的な住宅に入居することはできないということで、そういった法律で入居条件等が緩和されるのであるならば、ぜひ定住促進

住宅も入居条件の緩和をして、そういった方々も入居できるようにしたらいいんじゃないのかなど。相当部屋数が、先ほども言ったようにあいておりますので、そういったことが可能ではないかということで、今回このような質問をしたんですけれども。

そういった方向では、入居条件の変更というのはできないのでしょうか。そういった方々も入居できるような方向は。再度お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

年金所得の場合に、どうしても控除が120万円までは所得ゼロという扱いでございます。もしそういった方を入居させる場合になりますと、全て所得がゼロの方から入居という形の対象者になってくると思います。公営住宅の場合には、所得ゼロから申し込みができる状況でございます。ただ、定住促進の場合には、ある程度の所得がある方を想定してございますので、そちらのほうを広げるとなると、全ての方を対象とするような形になってございます。

村のほうでは、ある程度その辺の住み分けは、公営住宅と定住の対象者につきましては、絞り込みをしておる状況でございます。住宅自体を、村のほうでは長屋形式、戸建て、鉄筋コンクリート、いろいろなタイプの住宅がございます。確かに議員がおっしゃるように、一部老朽化はありますけれども、トイレの水洗化、そういったことも全て終了しておりますので、住宅を選ばなければ、ある程度救済はできるのかなど考えてございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） それは言っていることはわかりますけれども、結局そういった老朽化も進んでいますので、できれば公営住宅並みの条件で、所得ゼロからという感じで入居できるようにすればどうか。3分の1もあいているので、入居者が増えれば当然村の収入も増えるので、ぜひそういった方向で今後考えていってほしいなと思います。

村営住宅、今いろいろ整備・改築して、水洗トイレにしているというようなお答えが答弁でありましたけれども、実際、村営住宅に入居するといっても、お風呂釜がついていなかったり、さらには敷金が3か月ということで、低所得者や本当に生活に困っている人が入居できるようなことに公営住宅はなっていると思いますので、そういった意味で、こういったお風呂などは村で備えつけにして、しっかりしたものにして、さらには敷金も、定住促進住宅は2か月ですよね、敷金がね。そういった意味では、定住促進住宅並みに2か月にするとか、そういったことで検討していただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

確かに議員がおっしゃるように、公営住宅のほうに入居時には、例えばお風呂ですと、お風呂釜と浴槽を新規で購入すれば、約10万円ほどかかるような状況でございます。

ます。私どものほうでは、前入者が置いていった浴槽、ボイラーにつきまして、引き続き使用していただける場合には、譲渡という形で対応させていただいております。

それで、あとはリースもやられている業者さんおります。そちらのほうは月額数千円のリース料金で、お風呂関係が設置していただけるような状況でございます。

それと、敷金でございます。敷金につきましては、定住のほうはどうしても家賃が高いですので2か月、公営住宅の場合は高い住宅で2万円までは行かないと思っております。安い住宅ですと数千円の部分でございます。そちらのほうの3か月分をお預かりしまして、退去時にはそちらのお金をお返ししているような状況でございます。金額としましては、高い住宅でも3か月分であれば、家賃が1万5,000円であっても4万5,000円のお預かりという形でございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） お風呂に関しては、リースもあるよと。前入者が置いていったものもあるよ、ではなくて、やはり備えつけの、今どきお風呂がないなんていうアパートはどこへ行ってもないと思いますので、それは検討していただければと思います。

敷金につきましては、多い方で敷金2万円の家賃で3か月だと6万円、プラス1か月の家賃ということになりますよね。ということですが、結局それにしたって、生活に厳しい方はこういったお金を出すのにも大変な苦勞をしなくちゃいけないということなので、考慮していただければなど。ぜひ考えていただきたいと思います。

それと、村には障害者や高齢者が住むことができる福祉住宅というのかな、そういうのはどこかに用意してあるというか、あるんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

そういった特定目的の住宅は、今現在ございません。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 特定ないということですが、これも今は常識で、どこの民間のアパートでも、障害者の部屋を1か所つくって、それで新築するというか、アパートをつくるというようなことになっているので、今後、今すぐというのは無理でしょうけれども。聞くところによると、そういった車椅子とか手すりが必要になった場合は、村のそういった住宅の補助金ですか、そういったものを使っているということなんですけれども、こういったところもやはり今後の課題となると思えますけれども、新しくもし村営住宅をつくるとなれば、そういったことも考慮してつくっていただきたいなと思います。

時間がちょっとなくなってきましたので、今の話ですけど、上野原団地がもうあと3軒ほど残っていると聞いて、その後の利用は何も決まっていないという。場所が狭いということもありますけれども、そういったところをそういった障害者、高齢者が使えるような福祉住宅を計画したらいいのかなと思います。ぜひ頭に入れておいていただきたいと思います。

それと、もう1点というか、先ほど来出ていますけれども、木造づくりの長屋の住宅が下羽太団地と折口原団地、内山団地ですけれども、が、大変老朽化しているのです、耐用年数もあと数年かなと、今四十何年だと思えるのですけれども、約50年と見てもそんなに長くないとは思っているので、ぜひ今後の計画、村営住宅の計画あればお聞かせください。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

折口原住宅の一部、下羽太につきましては40年を経過している状況でございます。村では平成26年度に公営住宅の長寿命計画を策定いたしまして、その中で住宅の維持管理、建てかえ、用途廃止のそういった将来的な住宅の計画を策定してございます。

下羽太、折口につきましては、この長寿命の中では建てかえというふうな形の計画を考えてございます。ただ、どうしても建てかえするに当たっては、財源的なものとか入居者の移転とか、いろいろ諸問題がございまして、ある程度長い計画の中で考えていかなければならないと考えております。

それとあと、その間はどうするかといった場合には、定期的に5年間を経過した段階で、また定期点検をしながら建てかえの計画を立てていく、またその補助金を探しながらという形でございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 長期的には考えているということですが、そういったときには財源の問題が出てくると。いずれにしてももう先が見えているので、今から財源のほうも見て準備をしていかないと、なかなかすぐというのは無理だと思いますので、ぜひそういったところは財源も含めて考えていただきたいと思います。

定期点検をやっていききたいということですが、実は今年の冬ですかね、私ちょっと見にいったんですけれども、内山住宅ですけれども、雪止めがもう壊れたままで、さらには雨どいも壊れていて、雪や雨が玄関の入り口に落ちて、そこがもう凍っちゃっているというような状況で、本当によくけがしないのかなという感じで見てきましたけれども、これは早急にやっていただいて直していただきましたけれども。

さらに、この間区長さんとちょっとお話をしましたら、雨漏りがするところがあるということなので、区長さんはペンキの塗りかえを要請しているんだということなんですけれども、このペンキも早くしていただかないと、雨漏りがどこから入ってくるかちょっとわからないので、雨漏りすると非常に老朽化も激しくなるので、ぜひ早急にやっていただきたいと思います。

さらに、内山住宅も除染終わりましたけれども、1か所、私ちょっとこの間見にいったら、除染がされていない箇所があるんですよ。玄関の周りに、ごみと言ったら失礼かもわからないけれども、放置されたものがあり、さらには庭先にもたくさんのごみがあると。もう除染は終わっちゃったよと。あの周りの人に聞いたら、もうこれから梅雨どき、夏にはハエや蚊がわいて大変迷惑しているというようなことが聞か

れたので、そういった辺の対処というか、どう考えているのかお聞きいたします。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

議員がおっしゃられる場所も、私のほうで存じておりまして、以前より連絡をとるべく夜訪問したり朝訪問したりしておったんですが、なかなかちょっとつかまらなかった状況でございます。私のほうでは連帯保証人さんを通して、再度いろいろ投げかけをしまして、いろいろお会いしましてお話を聞きました。要はちょっと事情がございまして、ちょっと身内の方に体の弱い方がいらっしゃいまして、そちらの病院関係に行かれていて、なかなかどうしても帰りも遅い、朝も早い仕事、日中もちょっと機械関係を扱っていらして、電話もよくわからなかったというような状況でございます。

その辺につきましては、ご本人のほうともお話ししまして、今後の片づけの段取りとかそういったことのお話等、昨日ちょっとさせていただいております。今後も定期的にお会いして、そういったことのお話をしていきたいと思っております。その後、片づけた後に、また再度除染のほうでやっていただけるかはどうかは、今後ちょっと担当課のほうと協議してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 本人と会えたということなんですけれども、最近まで全然本人と会えなくて話ができないということなので、部屋の中は手をつけることはできないと思っておりますけれども、外はやはり役場の管理下となっているので、ぜひ役場でそういったもの、ごみですよ。水がたまって、本当に蚊がわいている状況なんですよ。そういった意味では、早急に本人とも話をしながら、片づけていっていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思っております。

次に、農産物直売所の運営についてということでお伺いいたします。

長年の課題であった農産物の直売所が、7月2日にオープンすることになりました。これまで生産者の方々が中心になり、何度か村にも直売所を設置したいとの思いで、さまざまな工夫をして、直売所を生産者が中心になり、設置・運営してきた経過があります。

最近では、軽トラ市や企業グループ夢プロジェクトチームによる直売所ぴりりんなど、村の発展と活性化のため、手弁当で頑張ってきました。私も何度となく議会で、直売所の設置については質問してきました。このたび、直売所の設置につきましては、私自身大変うれしく思っております。今後、この直売所をどのように発展させ、活性化させていくかが大変重要になってくると思っておりますので、何点か質問させていただきます。

まずはじめに、現在の会員の状況、それと規模ですね、そういったことをお聞きしたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○参事兼農政課長（東宮清章君） 7番藤田節夫議員の一般質問にお答えいたします。

これまで皆様方、歴史があるんですが、折口原のニシデンの隣で始まったさわやか直売所、また学校給食協力会の立ち上げ、さらにキョロロン村での直売、また夢プロジェクトによる去年の折口原で始まった直売所、いろいろと皆様方の先輩方が耕してきたものと思って、だんだんと行動を起こすような形になったかと思っております。

軽トラ市の出店者の農家、またその際に実施しましたお客様のアンケートによる開設の強い要望もありまして、地域でとれた新鮮で安全な農産物を村民に提供できるよう、農産物の直売所を新たに設置したいと思って、事業を進めてまいりました。4月から始めたわけですが、一番最初の当初予算で可決していただきましたので、まず中身をちょっと言いたいと思います。

場所ですが、西郷村大字熊倉字折口原地内、島田商店の隣、白河寄りなんですけれども、地権者と賃貸借契約を締結しまして、土地をお借りしました。そのところに建物についてリース契約をしまして、まず6.8メートル、5.6メートルのプレハブの建築を予定しております。

今年度につきましては、7月から11月の土曜日と日曜日、午前10時から午後4時までの営業を予定しております。西郷村の農産物販売促進協議会を母体にしてやりたいと思っております。4月からいろいろと、農家の方々は4月から少し忙しかったものですから、時期的にちょっと遅れてはいるんですが、協議しながらやっていきたいと思っております。先日説明会を開きました。

そのときに申し込まれた方々、全部で50名ほど集まったわけなんです。そのときに直売所に出してみたいというように、出店したいというふうな形で申し込まれた方は30名でございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

#### ◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 私も会員登録をしたいと思っておりますが、今回の会員出荷規約などを見ると、それなりの規模で野菜をつくっている人でないと参加しにくいものとなっているように思うのですが、お年寄りや家庭菜園など小規模で野菜をつくっている人も気安く参加できる直売所にしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○参事兼農政課長（東宮清章君） お答えいたします。

どうしても直売所で売る品物ということになりますと、例えば野菜ですと栽培履歴が必要になる、これはもう必須条件でございますので、小さくても大きくても、その

ことは譲れなくなります。また、加工品を売する場合でも、保健所の食品衛生管理のほうの許可を持っていないとできないと、つくることができないということがございますので、その辺の条件はクリアしてもらわなければならないというのは否めないと思っております。

ただ、どうしても、前回軽トラ市等でも去年から始まった方法としまして、なかなか軽トラ市に持っていくことができないと、また、作付して収穫するんですけども少量だという方々につきましては、委託して集荷また販売というようなことも軽トラ市でもやってございましたので、今回直売所のほうもそのようなシステムを考えたいと思っております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） できれば、そういった手配もしていただいて、やっていただきたいと思えます。加工品などは、今言われたようになかなか保健所等の検査というか、許可を受けるのが大変だとも聞いておりますので、そういった意味ではそういった指導もしていただきたいと思えます。

それに、5月31日ですか、出店希望者の説明会が行われていると聞きましたけれども、その中で講演が行われて、販売食品表示や農薬の使用法、今言われました履歴の記帳、加工物の販売などが県の農林事務所のほうから来て説明されたようですが、31日に説明に行けなかった方たちや途中参加される方も当然いると思うんですけども、そういった方々のそういった指導はどのような体制で臨むのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○参事兼農政課長（東宮清章君） お答えいたします。

残念ながら、そのときの1回だけというふうな形では思っておりましたが、名簿を見ますと、そのとき来た方でも申し込まなかった人や軽トラ市で来れなかった方々がおりますので、そのときにつきましては今後販売促進協議会と日程を詰めたりしまして、県南農林事務所、また保健所等講師を呼んで、開催していくつもりでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） その点については、了解しました。

それと、会員出荷規約の第10条に出荷停止について記載されておりますが、第1項に定められ数量、規約に従わない会員とありますが、規約とはどのように決めるのですか。また、誰がこの規約、例えばキュウリ1本が何センチでなければ規約外とか、そういった意味なんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○参事兼農政課長（東宮清章君） お答えいたします。

この規約につきましては、キュウリが曲がっているからだめだとかいう規約ではございませんで、誰が見てもこれはMサイズだろうとか、誰が見てもこれはSサイズだろうと、そういう表示のことを、これは自分ではもうLだとかいうふうな形が何回も続いた場合というふうな形で思っただけだと思います。詳細につきましては、

やはり出店者の方々と協議会でおのおのの了解事項というような形を決めてやっていきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 次に、村外からの出店は認めるのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○参事兼農政課長（東宮清章君） お答えいたします。

やはり、村外からゼロというわけにはいかないと思っております。といいますのは、どうしても西郷村の場合、果樹、果物をちょっとつくっている方が少ないものですから、ちょっと彩りとか人寄せには果物が必要というふうな形で考えております。西郷村の方々とかぶらないような農産物とかであれば、村外からも可とする予定でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） はい、了解しました。

では、原発事故から5年が過ぎておりますけれども、まだまだ放射能による影響や風評被害があります。野菜等の放射能の検査は必須条件となっております。規約では、各自で行い検査結果を提出することになっておりますが、検査機器を販売所に設置することはできないのか、また、今後そういった方向で考えているのかどうなのか。そういったものがお客さんによっては、目に見えた安心・安全というのかな、そういったことが確保されるのかなと思いますので、すぐには、ましてやプレハブということなので、その測定器を設置するとなるとそれ相当の建物が必要かなと思いますけれども、そういった点、わかりましたらばお答え願います。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○参事兼農政課長（東宮清章君） お答えいたします。

現在のところ、やはり放射能対策課のほうで検査していただけるというふうな形になっておりますので、村のほうの、そんなに離れているわけではございませんので、放射能対策課のほうで測った資料、もしくは農協のり菜あん等で測った資料を持ってかえたいと思っております。

今後人員の確保とか、そういうことがあればやはりその場で検査できるというのも一応安全・安心には必要だとは思っておりますが、今のところは西郷村の放射能対策課もしくはり菜あんと、ほかの機関というふうに考えております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今後の直売所の発展にかかっているのかなと思いますけれども。

さらにとりか、新しい分野、福祉分野に農業ということで、現在厚労省とか農水省とかで高齢化社会が進むにつれて、全国の自治体で介護予防や高齢者の方々の生きがいですか、健康推進のため農業が推進されてきております。高齢者が直売所に自分で育てた野菜を出荷することにより、生きがい、やりがいや健康づくり、閉じこもり予防、さらには経済活動などにおいて大きな役割と効果があることが証明されております。

また、高齢者が栽培している方々はどうしても規模が小さいため、自家消費を除くと廃棄にしてしまうことがほとんどです。自力で出荷することが難しい方々が増えてきております。そのような方々のサポートとして、庭先集荷を取り入れていくべきだと思いますけれども、この辺につきましては先ほど、昨年来の軽トラ市でもそういったことがやられているので、直売所においてもやっていきたいという先ほどの課長からのお答えがありましたので、了解をしたいと思います。

直売所を介護予防の一環として活用し、介護保険への費用効果も期待でき、村の活性化につながると思います。また、若者が安心して住み続けられる、お年寄りの方々が生きがいを持って生き続けられる村づくのための直売所になるように、私も参加、協力していきたいと思いますので、今後とも皆さんでこの直売所を盛り上げていきたいと思っております。

以上で、私の一般質問は終わります。

○議長（白岩征治君） 答弁は。

○7番（藤田節夫君） 大丈夫です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第2、12番後藤功君の一般質問を許します。12番後藤功君。

◇ 1 2 番 後藤 功君

1. 村長の政治姿勢について

○ 1 2 番（後藤 功君） 1 2 番。一般質問を行いたいと思います。

私の一般質問は、毎回同じような村長の政治姿勢ということで取り上げておるんですが、これはやはり私といたしましては政治の最も根本的な、どういう政治姿勢で行政を運営していくのかと、そういうことに私は尽きると思います。いろいろ枝葉はもちろんございますが、根本的なことをやはり村長に毎回お聞きしているわけでありませう。

それで、今回の6月の議案を見ますと、上程されたのはわずか8議案と、そういうことで、私から言わせるといろいろ、それにしてもあまりにも少な過ぎるなど。ということ、村がさまざまないろんな面で仕事をやらないというか、やれないというか、いろんな悪くとれば何ぼでもとれるんですが、しかし、そういうことでなぜそういう、もう少しいろんな事業ができないものかと、そういうことで私は非常に不満なわけですね。

それで、具体的に村長がこの前もいろいろ地方創生、そういうことでいろいろ申し出ておりましたが、基本的にいろいろそれは考えをお持ちなのは私もわかっております。それで、私は村民生活に直結する経済の底上げとか雇用とか、そういうものをまずやっていかなければ結果は何もついてこないんじゃないかと。ただ、いろんな美しい西郷村の自然環境がどうのこうのと、いろんな立派な言葉はありますが、しかし、行政の一番やるべきことは、まず村長として今課題になっている、いかに村民生活の向上あるいは若者の就職が余りないとか、そして非正規雇用者がどんどん増える状態、こういうことに対して、これは皆さん、個々にはなかなか大きな声としては上がってこないんですが、実際は非常にいろんな面で大変なんですね。

そういうことで、行政は危機感を持っていかに対処するかと、そういう現状認識というか、そういうことをまずお聞きします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 1 2 番後藤議員の一般質問にお答えをいたします。

議員とはこれまでいろいろやりとりをしてきました。まず、基本的にどういう信念とあるいはやる気と、あるいはどういう見方をして、どうしていくんだと、ついては何もしていないという結論だという話で、さらにとにかくにききましたが、今回も同じことを聞きたいということでございます。

最初のご認識の点ですね、認識についてというお話がありましたので、ではここから入りたいと思います。

大きくは、3・11を早く収束させたいというのがまず一番大きな当面の命題であった。これがおわかりのように、大体収束にこの除染についてはいきつつあると、問題は中間貯蔵にいつ出るんだということでもあります。2番目は、風評ということがあって、これも知事を筆頭にやはり放射能の何たるかと、あるいは県内における広野、川内、楢葉、あるいはその他がいろいろ解除の準備あるいは解除になってきたという

こともあって、大きくそういう方向に行っているということもありますが、しかし、食品あるいは観光、その他についてはいまだしの感があるというまず思いがあります。

次に、放射能が終わった後はどうするんだというのが去年から出てきて、そして、地方創生は何たるかということでもあります。議員いつも出てきますが、経済の問題ですね、経済がうまくいくとやったことが当然一番ベースにあるんだらうと、私もそう思っております。やはり経済がうまく回らなければ、国もあるいは県も町村も、そして一番大事な人生という家族の問題もうまくいかないというふうになりますので、この点はどう考えているんだということをお問われた場合は、やはり今大きく今度の23日、イギリスがEUを離脱するかどうかの国民投票がある、あるいはアメリカにおける経済の問題、それからロシア、中国、インドといったものの経済の動き、あるいは日本の日銀総裁の問題、国内のインフレ誘導がうまくいっているのかどうか、そういったことを考えて、やはりアウトプットになる地方交付税の原資といったものが果たして今後安定するのかというのが一番の関心であります。

そうしましたとき、それらを前提としてやはり地方創生において、たまたま福島大学の前学長、清水修二教授を委員長に仰いでいろいろ話ししてきましたが、やはり我々も緊張というか、こういった経済については厳しく見る必要があると。同時に、西郷の特徴などといった場合は、人口増、その他のロケーション、いろんなこれまでの歴史を見て、大どころうまくいっているだろうということがありますが、とりわけ今後重点とすべきなのは、コミュニティー論ということを少し念頭に置いていただきたいということが提示されたところでございます。

コミュニティーとは何だということはずっと今まで考えてきました。やっぱり地方自治法の執行あるいは村民の経済、あるいは西郷村の育成を見たときは、やっぱりこの原点は経済とともに人生におけるQOL、人生とは何だ、あるいはいい人生を送れるのかと、あるいは自分はいいがこれからの人生の日本の当事者となる、よく言われます地方創生、今も大事ですが、多分2025年問題の後、今の中学生と高校生、18歳が投票権が付与されたといったことはどういった意味を持つのか。ちょうど40代に差しかかるこの子どもたちが日本として誇れる国であるのか、あるいは年金は大丈夫なのか、あるいはその他の社会保障はうまくいっているのかといったことを念頭に置いて、そしてやっぱり行政のついに当たるべきだということが新聞紙上あるいはそういった論説をするところがいっぱいあります。

私は、この行政のということと、やっぱり経済、文化、スポーツ、人材育成、いろんな切り口、行政の歳出項目、11款、12款、あれで切り分けた場合にやっぱりバランスがとれた運営をしながら、なおかつそれが人生ということにうまく回っているのかと。前段藤田議員からも出ましたように、世の中というのは均一社会ではない、弱者もいるだろうと、あるいはそういったところをどう相互扶助という形として回していくのかといった命題に取り組む必要があるといったときに、やはりコミュニティーといったものも少し考えていただきたい。要するに、人は一人では生きられない。人は一人では生きられないが、助け合う。助け合ったときに、やはり人のお世話にな

らぬよう、人のお世話が出来るよう、そして報いを求めぬようといった、こういった生き方論みたいなものがうまく回れるのかどうかといったやっぱり枠組みをつくる必要がある。

今、声高に出てきましたのは、果たして今度の18歳の選挙権、あるいは地方創生のこれからの団塊の世代、団塊の世代は日本ばかりじゃないと、アメリカにおいても海外においても、第2次世界大戦の後のベビーブーマーというのはいっぱいいて、それに対する問題というのは非常に大きな問題があるということを考えたときに、やっぱり今の部分でただすべきものはどこなんだと。

もちろん、さっきから出ましたように、行財政の一体改革、あるいは地方分権の一括法、やはり国から地方にということと、それが形になるのであれば税財源の移転も一緒にやるべきだといったことの進まない部分あるいは難しさ、あるいは一極集中の地方移転、そういった大規模なトレンドと同時に、地方におけるやるべきことといったことが、多分今後とも明らかになっていくだろうというふうに思います。

1つは、そのときのポイントは、西郷村が第三者から見てうらわしいというのであれば、その安定的な発展、持続可能な発展というのほどだと、ここに多分今日の後藤議員の質問が出てくるだろうというふうに聞いているところでございます。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 何か、修身でも受けているような授業みたいな感じになっちゃったんだけど、人それぞれ、これは違うのは当たり前なんですけど、私はもう少し簡単にわかりやすく、そういう見解をお示ししていただきたかったんですけど。

社会の今いろんな、特に西郷村はいろんな感じがあります。ということは、村長の政治手法、その云々、それはいろんな見方があります。私が一番危惧するというか、だんだん村長が初めて出たころには、それはやはり非常に無垢というか、純真無垢が気持ちで恐らく政治の世界に入ってきたと思うんです。ところが、回を重ねる10年4期までやると、いろんなそういう人との交わり、あるいは取り巻きとか、そういう人が出てくると、最初の自分の志と違った、結果的にそういうふうになりがちだと。

私は、これはいろいろ西郷村だけじゃない、人間社会においてはいろんなしがらみ、あるいは交わりの中で、いろんな色にも染まります。結果的にあらぬ方向に行ったりということは、既得権益者、既得権を持っている人が一番有利なそういうことになっているんですね。どこの社会でもそうです。あるつながりを持った人が、結果的に一番いい思いをすとか、私はそれはやはり避けなければならないと。公正な世の中を目指す者であれば、私は決して聖者でも何でもありませんから、そんなきれいごとは言いませんが、しかし、目指す方向はそういう既得権者だけが擁護されているような社会あるいは政治の形態であっては決してならないと、こう思います。

ということは、じゃ、我が西郷村はどうなんだと。旧態依然たるそういう何か表面にはあらわれないですけども、しかし、いろいろ見てみますと、人事あるいは村の役職、そういういろんな団体の顔ぶれを見ると、1つの体制側にずっとついて、そういう色に染まった人があまりにも多過ぎるのではないかと。それはどうのこうの、極

端にそれはわかりませんよ。しかし、それもそういうことを続けていくと、政治の中に閉塞状況が生まれるんじゃないかと、要因として。これはよくよくやはり首長は気をつけなきゃならないことだと思います。誰がいい悪いじゃなくて、やはり私は一番忌み嫌うのは既得権者がそういう自分のことだけで、あと世の中なんかどうでもいいんだと、自分の利益が守られれば、この村長あるいはこの議員さんをいいんだと。それでは、やはり偏った世の中になってしまうんですね。まず、そういうことを気をつけていただいて、やっぱり我々は心していかなければならないと思うんです。

そういうことが、西郷村に私の目から見るとそういうのがかいま見られると。そういうことに対して、村長はそんなことはないと思うんですが、今私が言ったことに対してどういう考えをお持ちなのか、お聞かせください。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ラジオかどこかである論説員なる人が、イノベーションという言葉が日本語に置きかえたときに技術革新だという訳をしたといったときに、これは間違いだという解説を近ごろしている人が言いました。イノベーションというのは、技術革新というのはいわばイノベーション、革新ですから、直訳すればという、そういった部分もあるでしょうが、実はヨーロッパとアメリカにおいては解釈が違う。革新には違いないだろうと、技術の進歩というふうになりますので。ただ、問題はそれが市民というか、人に、人類に受け入れられて、そして、それが広がるかどうかということに伴った技術の進歩、あるいはレボリューション、そういったことだというふうに言っています。

今、議員が申されましたように、村長は誰かの操り人形になっているのかと、単純に言えば、そういうふうに、言葉のあやから言うと誰かのプレッシャーグループの代弁者だけではだめだろうと、当然それはそのとおりです。ただ、代弁者というのは地方自治法における長の執行権は誰に与えるのかといった場合は、選挙で出てきますが、結局住民の少なくとも代弁者、代理者でなければならないと。それが、多ければ全員の応援を得られれば、これが一つの認知をされたということだろうと思います。ただ、選挙というのがあって競争した場合は、過半数となりますので、それであってもやはり全部がこんなもんだというところに落ち着かなければ次の選挙は落ちる、あるいは指弾を受けるというふうになるわけです。

結局、一番の考えどころは、やはり全体の奉仕者イコール全体の代弁としてのプレーをしているのかということに尽きます。これは、私も一般職であったときからそう思ってきました、公務員というのはそういうことだろう。やはり偏ったというのはよろしくないが、では本当の中道なのか、あるいは大災害が起きそうで隕石が降ってくる情報が自分だけが知った場合は、強制的に自衛隊を使って避難させろといったことも多分必要なことが出てきます、これは情報の早い遅いによって。それはワンマンなのか強権なのかといった見方も後からはされますが、やっぱりしかし、代弁できる判断の基準を持っていること、あるいは果敢に、ではそれをリードできる分野というのは何だろうということを見つけてやっぱりやること。この部分が今日の後藤議員の質

問のポイントだと思って聞いているところでございます。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） こういうあまりはつきり私もいろいろ言いがちなんだけど、それはネガティブに言えばこれは切りがないんですよ。要するに、私の目から見ると村政は停滞していると。そして、今度の6月の議会でもわずか8議案しか出ていないと。これ極端に言えば、仕事をしないということなんです。これは役場の職員なんていうのは楽だっばい。何かテーマがあって、一生懸命何か研究して、仕事しろとか、そういうことから言っって。じゃ、一体税金、皆さんも全部誰でも税金は負担していますが、納税者はたまったもんでないです。ただ税金だけ納めて、じゃ社会の進歩とかいろんな、要はこういうふうになって非常に便利になったとか、いろんなことが使い勝手がよくなったとか、道路がよくなったとか、いろんな面においてそういう実感するならともかく、何らずっと変わらないと。一体納税者はただ税金だけ納めて、公務員たちをみんなまんま食わしているのかと。

当然、それは公務員だって権利がありますから、ただ働きはするはずないですから。しかし、それにしてもやはり企業の論理から言えば、官と民は相当考え方がかけ離れていると。これは、それなら唯一、首長がそれをやはり現状認識、あるいはいろんな世の中、官と民、民間はどうなって経営をしているのかと、官はどうなんだという比較対照して、できるだけ民に近づけるような、そういう感覚でやってもらわないと困っちゃうわけです。今はもう、乖離というか、その差があり過ぎますね。これは皆さんおっしゃっていると。うちの中に入っているとそれはもうわからないかもしれないけれども、しかしながら私どもから見ると非常に、これは結果的にこういう仕事らしい仕事というのは、日常のごく当たり前のあれなんです、しかし、何ら佐藤政権は何をやりたいのか、また何を残したのかと、そういうものを検証すると非常に私は何かも暗たんたる気持ちというか、そうやってきちゃいますね。

我々も村民の代表ですから、いろんなことで叱咤激励あるいは注意喚起ということを常々申し上げているんだけど、しかし、それは資質の面において期待できないのか、しかし努力すればそういうふうにならぬかと、そういうものができるのかどうか、その辺の現状認識あるいは覚悟、これからでも遅くないですよ。その辺をもう一回、どういうふうになっているのか、聞かせてください。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） いい質問ですね。今言われているのは、ずっとこれまで言われていたことと同じです。公の仕事とは何ぞやというふうになります。そもそも自己完結で、この行政組織というのは要らなかった、ギリシャのポリス時代とか、もっと前からですね。しかし、歴史はやっぱりそう簡単ではないと。人が増える、あるいは集まって住む、そうしますと、やっぱり共通課題があって、これはやっぱりまじめで嘘つかなくて、そして信用できる集団に任せるしかない。それは、税金という徴収から、そしてその執行まで、公平に、安全に、かつ発展的といったことを求められてきたわけであり、それが法律になって、公務員というふうになりました。

一番わかりやすいのは、やっぱり、何でしたか、昭和30年代、休まず、何とか、働かずという3ずの話がありましたね。要するに、ほかから見ると、あまり何にもしていないように見える。ただ、中身はそう簡単じゃない。やっぱり共通の課題を公平に、かつ取り落ちなく発展的にやるといった場合は、やっぱり注意深く、そして丁寧に、そして見落としなくといった本当に難しいスパスパな部分を、さっき言った12款の歳出項目に沿って全部やるわけですが、2万人のこの住民を対象に。あるいはそれで済まないかもしれない。言ったことをやっぱりやりおおせるといったことが、一つのルーチングワークになる、それはこの納める分野であります。

行政はさらに開く分野がある。開く分野はいっぱいありますよ、今でも。やっぱり先端産業とかピンピンキラリ運動とか人材育成とか、あるいはできれば貧困の対策プロジェクト、山ほどこれは実はあるわけです。それも、どの程度だったらどの分野にいけるのかといったことを考えたときに、実は行政の一般職だけではできないわけです。これは今言われたように民間のやり方に学ぶ部分がある、同時に手を組むということが出てきます。

今一番腐心をしているというか、注意をしていますのは、やっぱり企業の経営者あるいは社長、あるいは工場長、いろんな人とやっぱり絶対の信頼をつないでいく、そして地場産業になり得る進出企業の多くの経営者の皆様と手を組んで、そして雇用の安定化と、あるいは終身雇用制、それはワーキングプアの少なさ、あるいは子育て、あるいは消防、いろんな意味での要請をしている。そういう信頼関係があつてこそ法人住民税も入ってくるし、あるいはその他の住民以外の税ですね、こちらも喚起することができる。よって、これは個人の人生のQOL（クオリティオブライフ）プラス、この自治体のQOLというか財政状況もよくしていく、それが相回ってサービスが向上していくだろうという観点に立っているわけであります。

そうしますと、民に学ぶ、民というか、よく言われますのは株式会社はステークホルダーに対する責任をどう果たしていくのか、それはいわば株主の配当金の問題あるいは業績と、あるいは将来性における株価の安定、こういったところに力を注ぐわけであります。そうしますと、技術開発と販売とそれから今の分について力を注いでいく、ある面、公務員と似ているところがあります。こういったところをどう手を組んでいくか、あるいはノウハウを生かしていくのか。1つは、多分議員が言っているのはチャレンジですね。やはり、新たなものにチャレンジして、それはやっぱり果敢に広める努力をすべきだと毎回言われているのは知っています。では、西郷村はその分野で何をすべきなのかというふうに行くというふうに思います。

これは、今の大企業、あるいは中心的存在の納税者、そういった方との信頼関係を強めて、さらなる拡大、あるいは新規、新造物、そういったことをもくろんでいく、さらには他力、あるいは内発的な発展、こういったことにチャレンジしろと言うんだらうと思って私は聞いていたわけでありますが、そういう意味ではご指摘のとおりだというふうに思っております。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） それでは、これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時00分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（白岩征治君） 午前中に引き続き後藤功君の一般質問を続行いたします。

一般質問を許します。12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 午前中に引き続き、続行します。

村長答弁、あまりわからないんですが、要は成長戦略ということで西郷村の底上げ、経済、あらゆるものに対していかに発展させるということなんです。政府のほうもアベノミクスということでやっておりますね。それで、この帰趨はどうなんだと、最近いろいろ評論家やあるいはいろんな人が言っておりますが、アベノミクスは失敗だったのではないかと、いう人もおります。この先わかりませんが、私もどうということなのかと、あまり成功はしていないと、今のところね。

アベノミクスのどういうことかという、いわゆる3本の矢で、大胆な金融政策、それから金融緩和と、成長戦略の3本柱でやるんだと。それに伴ってデフレを脱却して、物価を上げて雇用増あるいは賃金を上昇させると、そういう筋書きですね。そういうことで、国のほうもかなりデフレを脱却ということで、過去20年からそういうことで経済政策を安倍内閣になってからやっています。しかし、思うようにいかないと、そういう状況でありまして、村のそういう、国がそうだと、村も、じゃそれとこれは連動しているはずなんです。村だけが、じゃ特別発展するとか、そういうのも客観的に考えられないと思います。

しかし、何もしなくては、余計これはだめになる一方だと。私は、何かをやらなきゃだめだという考え方に立脚して質問しているわけです。具体的に、村長はいろいろおっしゃるわけですが、しかし、本当にわかりやすい、例えばアベノミクスで示された3本の矢、そういう理屈立てて、こういうふうに明確に村として村長がこれとこれをやればいわゆる雇用増になるとか経済が底上げするとか、そういうことが見えてくると思うんです。それをだから私は抽象的じゃなくて具体的にこういうことをとにかくやっていくんだということをお示ししていただきたいと、そういうことを言っているんですが、今までの質問の中で明確な、どうも私はわからないんです。

これはただ従来の行政運営ということでは、私はこれはもうならないと思うんです。やはり、いろんな経済の効率性、限られた財源の中で、これはおのずとやはりその中であって今までどおりだったらやる施策は限られていると。だから、どこをどう削ってその財源を別な新規事業に充てるのか、そういうことが私はどうもめりはりのきいた財政運営なり事業計画が出ていないんじゃないかと。そこに私はいつも毎回取り上げるんですが、もっと明確に、自分で考えが及ばないんだったらいろんな人に聞いたり、それでやっぱり我々が指摘したことをもっと掘り下げてそれをやったらどうなんだと。

先ほども農産物の直売所も、ようやく今度やるというふうにごぎつけました。これなども、ただ机上のどうなんだ、ああなんだといったって、やっぱりやって、出だしてやらなければ答えは出ないんです。事の大小はともかくとして、とにかく何でも試すこと。私は、私自身は人生のあれとして、やはり物事を試すために人の生きる人生があるんだという考えからすれば、これはいろんなことに行政だって、ただ考えているだけでは一歩も進まないから、たとえ100%どうのこうのじゃなくて、まずは始めて、そして試すんだと、そういう心構えでやってほしい。

企業だってそうですね。商売でも、いきなり何万平米の店なんては出さないで、まず市場にアンテナ的に小さなもので市場を試すんだと。それで結果がこれなら十分採算がとれるということで、本体のきちっとそういう投資をしていくと。これなどはもう端的な例ですよ。だから、行政もそういう意味で、私は何も大言壮語して、いきなり巨大などうのこうのじゃなくて、やはり慎重さも必要だ。しかし、その基本的な理念としては、何でもやはりいろんないいことは試して行って、そして実行して、そういうことだと思うんですね。その点、どうも西郷村はそういう点についてちょっと臆病なんじゃないかと。この点、私はそういうことじゃなくて、本当に挑戦してほしいということなんです。そういうことで、村長どうですか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） だんだん本題に入ってきましたですね。先ほど申し上げましたのは、成長戦略の頭出しの前段で、やっぱり進出企業あるいは上場企業あるいは大企業、あるいは村政に対して重要な納税者である企業のトップの方々と絶対の信頼を築いていくんだということを申し上げたわけでありまして。

やはり、経営者のすごさというのは、今言われたようにわからなければやっぱり先達者に聞いたほうがいい、当然そういう前提があるからであります。これまで、東京西郷会をつくったときに、西郷出身の社長さんが出てきてくれましたね。今までは私はわからなかったです。東京を開催した場合には、西郷出身で大企業の本当に世界の車のメーカーに部品を供給している、世界の20か国に工場を持っている社長さんがいます、西郷出身で。そういう人とか、本当に西郷の大企業の社長直属の方がいつも東京西郷会のバックアップするとか、そういう方々のいろいろお話を聞いたときに、やっぱり一番は人だと、最終的に人との信頼関係が構築されれば、あとは今言ったとおりいろんなご教授もいただけるでしょうし、あるいは企業進出だって常にあなたのことが顔が見えるのであれば最優先で行くに決まっていますよということを言われてきたからであります。

よって、ということではありませんが、これまでも各社の社長さん方と話をしてきました。これからの成長戦略は何だろうと、そういう話をお伺いしたとき、やはり日本は今イノベーションの中にエネルギーの問題があって、原発から再生可能なエネルギーと大きな流れがあったり、あるいはそれをなし得る廃炉のためにはロボットだと。ロボットはもう人が及ばない高放射能線量のところにも入って行って廃炉作業ができますよと、そういったことを念頭に置きますと、ロボットであったり宇宙工学で

あったり、あるいは医療の先端技術であったり、西郷には実はそろっているわけであり、新に大学であっても、やはり医療ロボット、サイバーダイクとかあったり、その社員にも優秀な人が西郷出身の人がいます。そういった方々とお話をして、世界の追随を許さない研究所あるいは研究、あるいは第1世代の完成品を出していく、そういったところに結びつかないかなというふうに思っているところでもあります。

それは、やはりその会社だけではできない、やっぱり連携といったものも、産学官といったこともあります。当然それをなし得るためには、国あるいはいろんな仕組みがありますので総発動と。たまたま福島県は今の特区とかいろんな意味で放射能関係のものがまだ生きているという部分がありますので、そういったのが一つのチャンスではないのかなと思っているところもあります。

そうしますと、そこで今出てきますのはハローワークの問題であります。有効求人倍率が1を超えたといった瞬間に、優秀な人材は集まるのですかといった問題があるのであります。よって、これは白河実業高等学校、あそこはもう既に農工高校から時間がたっていますが、あそこにはマシニングとか、そういった機器が少ない。よって、この西郷の優秀なマシニングで第1世代終わったものについては寄附してもらったり、いろんなことをバックアップして、やっぱり次の世代を担う人々、そういったところの技術力を上げていったりという教育力も上げなければだめだという話もあるわけがあります。

よって、この優秀な先端あるいは優良企業とのコラボ、イコール、それをラインと支える優秀な労働者の教育、そういったものが人として回っていくようにといったことも一つの攻め方というふうに思っているところでもあります。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） いろいろコラボとか、だから私はある1部門だけが用意してもだめだと思うんですね。これは全てバックグラウンドとなる、そういう背景、今、村長が言いましたが、ひとつ経済を上げるには教育も大事だと。じゃ、教育と言うならば、じゃ西郷村にそういう高校なりがありますかと。実質的に2万人を超えている村で県立高校あるいは私立高校の一つもないなんていうのは、これもあまりないんで、西郷村より自治体で五、六千人のまちだって気のきいた高校があるというわけです。それを私がかねがね言っているんですが、高校でもそういう自前の西郷村に高校をつくるんだと、そういうことも手だてもこれはしていないでしょう。だから、はなから不可能だとか、白河にあるんだからもう、あとは恐らく県もつくる気はないだろう、私立がどうの、でもやらないから私はできないと思う。

だから、一つの経済を押し上げるだって、そういう教育環境の整備、これも大事なことです。私もいろんな持っていますが、例えば岩手県の北上市なんかは、あそこは今物すごい産業立地が集積しているんですよ。どういうことかという、地元で工業高校があって、村長、人材の供給ができるのかと。実は地元の高校の工業科が人材の供給になっている、基地になっているんですね。そこから、各企業は人材を供給してもらっていると。だから、何も唐突に、何も無いところに発展するわけではないんですね。

そういういろんな面で、そういう要件に資するものを充実させないと、棚からぼた餅で何も発展するわけではないと。北上市なんかはいい例ですね。そこにいろんなもう大企業が張り付いて、どんどん自動車産業であれ、いろんな先端産業もそうです。

そういうことを西郷村も真似すればいいんです。新幹線がある、高速道路のインターチェンジがあると、こんな恵まれたことはないですよ。そういう立地条件に恵まれたところで、何でやらないんだと、私は非常にもったいないと思うんです。そういう先例がいっぱいあるんですから、ほかの過疎地、あるいは交通の便が悪いところだって、もうやりたくてもやれないんです。でも、その中にあっても、最大限いろんな面で努力していくことが、いろんな姿ですね。

私は、潜在能力というかポテンシャルというか、そういう面においては本当に西郷村はもう相当行政が力の入れようによってはまだまだ発展させる。企業が来ないとか、働くところがないなんて言われていられないですよ。だから、そういうさまざまないろんな要件というものを拾い上げて、そしてそれをみんな満たしていけばいいわけでしょう。そして、もちろん営業をかけて、企業なり、いろんな事業家にどういうことを望んでいるかという、そういうニーズを酌み取って、そしてやっていくと。そういう手だてはやるつもりがあるのか、今まではどうもそういう姿が見えない。もう再三私は言いますが、その点どうですか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 北上の例を出されて、私も北上の始まる時、昭和61年ころですね。北上市、北上と言えば北上川あるいは水沢、一関、それから金ケ崎、今名立たる企業群があります。あそこのポイントとして何をやるかといったときに、北上も地場産業で風鈴の鉄といますか、鉄瓶とか生活物資の1つの地場産業の集散地でありましたね。町なかにはありましたので、それを1つのシステム化しようということであそこの団地をつくったわけです、200ヘクタール。

そのときに、まず当然電気、水といったことで、プラス情報でCATVを入れましたね。あのとき何をといったときに、やっぱり地場産業を一番サンドイッチのコアにしたわけです。外側に自動車とあって、あのころはやはり九州とか自動車産業の、あるいは先端産業の行方というのは、やっぱりアジアのハブは九州だろうといったところで、一時は全部九州に、北九州、そこも北側に集中しましたね、あの辺に行った。その後に、企業はやっぱりハブから地域分散というか、リスク分散しようということでひかりは北へ、こっちに来たわけでありました。ちょうどその年代、この福島県南も一時期全国トップレベルの企業立地数がありましたね。

いわば、そのときの条件が今言われましたように、やはり人の問題、あるいはゾーニングとして30万都市以上であるのかと、それだけの集積があるのかと。大企業の野村証券とか、あるいは大きな金融機関の支店なるものは30万以上じゃないと出店しませんね。やっぱり人材確保といったものができるかどうかというのが最初の問題。そうしますと、当地方県南、今、東西白河広域圏15万であります。かつての旧白河藩、勢至堂峠から須賀川まで、あるいは石川郡全部足してということまでせいぜいとい

うこととなりますが、やっぱりそういったところの集積、中心、あるいは今の水、電気、土地、人といったものの集積ができる場所ということを実は企業も選んでいるわけでありませぬ。

かつて、農村地域、工業導入法ができたときに、双石にこのダンロップが行ったり、あるいはその他の企業があちこち分散しましたですね。そういったものがやっぱり高等学校あるいは専門学校、そういったものの集積があつて、なおかつ労働力が恒常的に確保できるのか。1回つくったばかりでは企業は満足しませんので、拡大発展を基調とします。そのことを頭に置いて実はシミュレーションしているといったところが、どこまで満足できるのか、既に手を打った企業がどのくらい確保するのかと。そうしますと、余剰の労働力はどのくらいだという計算をして実は来るということもあります。

そういったこととなりますと、やっぱり1人西郷だけではだめだということなので、広域的な手の組み方、あるいは県の7つの生活圏の中における位置付け、それから近隣、今、子どもたちは30分自動車で運転しますと、どこからでも来ます。1人西郷にある企業は西郷の子どもだけ採用するというわけではありません。人材を確保するためには、遠くからでも採用します。そうしますと、やっぱりその範囲といったところをひとつ念頭に置くとするならば、言われたとおりこの西郷だけではできませんので、県あるいは県南広域圏、いろんなどころとやっぱり人材あるいは情報あるいは土地、水、電気、そういったものを共有しながらやっていくという手が必要だというふうに思っておりまして、実は企業は子どもたちにとってみれば、あるいは西郡、東郡にとってみれば、通勤可能な範囲であればどこでも早く立地したほうがいい、そして雇用にまずは結び付けていただきたい、そういう意欲をみんな持っているところでありませぬ。

よって、今言われたとおり、西郷のみならず手を組んでやる、これは同じ考えでございます。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 要は、いろいろ村長も言われるけれども、私はこれはやるかやらないかで、いろいろな言ったらこれは切りがないんですが、要はトップがそういうビジョンのもとに何としてもやるんだと、そういう情熱とか、それはいろんな足りないものはいっぱいあつても、その中でいろんな問題をクリアしながら、あくまでも人々の生活に資する、そういうものを行政のトップとしてやってほしいわけですね。それに尽きると思います。

時間もあれですから、次の質問に移りますが、これは新聞紙上に出ていたわけですね。それから、それ以前にも私は耳にしているんですが、台上の地区にメガソーラー発電の計画が新聞紙上に載っていました。それで、かなり大規模なメガソーラー発電だということなんですね。

それで、私は台上地区は非常に西郷村にとっても本当に最後の開発という観点から見たら、最後のフロンティアだと、そのような広大な土地あるいは景観、そういうも

のを持っていますね。そこに、メガソーラー発電ということが開発計画というのが出てきました。私は非常にメガソーラー、今はやりというか、全国各地でやっています。個人の住宅にも屋根にはソーラー発電どうのこうのと、今そういうのが一つの主流というか、経済の中でも無視できないような存在、あるいは電力供給ということからも自然エネルギーのそういうことを活用ということで、ますますやっていると、それはわかるんですが。

その中で、私はメガソーラーはメガソーラーでそれはそれで決して否定はしません、ソーラー発電と。かし、あの地区に先ほど申し上げましたように、西郷村にとっては非常に開発するに当たっては、メガソーラーじゃなくてもっと活用する非常にいいところだと。それを何でメガソーラーなんだということなんです。その辺を村は、これは村自体が何かビジョンなり開発計画なり、いろんなことがあれば、すんなりそれは認めるところは認める、そういうことにならないんだろけれども、しかし、報道によれば既にもうそういうのが本決まりになって実行に移すと、それわからないです。その辺の事情なり、詳しいことを私は聞きたいところなんです。お教えてください。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 台上地区におけるメガソーラー発電の契約についてということでございます。大きく言いますと、前にもこの質問をいただいて、そしていろんな手続に入るということで終わっていたわけでありまして、実はあの後、手続には入りつつあるという状況が現在の状況でございます。

1つは、村の計画があるんではあれば止められるのかということですが、所有者といますか、土地をお持ちの方がやるというふうになりますと、なかなかそれは公序良俗に反しない限り、経済の自由とかいろいろありますので、そうしますと、どうそれとうまく向き合うのかということだというふうに思っております。

まず、概要につきましては、事業者は上海電力日本株式会社の子会社である株式会社そら'pという会社でございます。開発面積は約190ヘクタール前後と、そして最大出力は76.5メガワットという今のお話ですね。手続は、前にもお話し申し上げたと思いますが、アセスの問題とか、あるいは農地法、森林法、いろんな関係するクリアすべき法律がありますので、それらについて許可を得る手続に入る。前段、しかしながら、このアセスメントというのが一番時間も規模も金もかかるということで、これはなかなか1年では終わらんだらうと、下手すると2年、もっとかかる可能性もあるということもありますので、前段、レッドデータブックにあるような絶滅危惧種といったものがまずいるのかいないのかといった調査から入る必要があるということで、環境影響評価に入っているということですが、これについてはまだまだ時間がかかるということでもあります。

同時に、森林法とか農地法とか、その他関係する法律がいっぱいありますので、この許可をとるというふうになりますと、まずこの面積、どこからどこまでやるんだというエリアを決める。今までは大体190弱というお話でしたが、なかなか今のところいろんな再調査をかけているようであります。いわく、農地法の扱いをどうするか

とか、それがやっぱり面積が面積なのでなかなかそう簡単には事が進まんということでもあります。

同時に、土をどのくらいいじるのか、あるいは勾配の問題、排水の問題、あるいはできた後の管理の問題まで含める、そうしますと、あの地は既に道路はできましたが、前の大規模開発があって止まっていますね。その後、その頓挫にする途中において、農地を放したといいますか、離農した人あるいは逆に拡大した人、現在酪農をやったりしている人もいます。あるいは、伯母沢の1つの団地というところに集まって住んでいる人もいます。あるいは、この道路の沿線にいる人がいる。まずはしかし、今いる方々の最大の合意を得なければだめだ。

同時に、村としてあそこにあるその他の問題があります。全域が入るわけでもない、学校とかあるいは東亜さんの事務所とか、なかなか今回の図面の中に表示していないところがありますね。どこまで出ていくのかということがありますので、その範囲の問題、あるいはそれをつくったとするならば、計画の図面を地元あるいは役場、あるいは県、あるいは国に示して説明しなければならない。その詳細が明らかでなければ、もう概要は大体今のところでわかっているというふうになりますので、次の段階に行くということで、さらに測量設計部隊がもう入ってくるだろうという前段でございます。

上海電力日本株式会社の株式会社そら' p というところでございますが、バックと申しますか、そら' p の会社の中には日立も実は入っているということもわかったわけでありまして。どの程度入ってくるのかと、そういったこともありますので、やっぱり信用が絶大であるといった、そういうところが前面に出てやっていただきたいというふうに、おいでになったときは申し上げたところでございます。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） ちょっとまだわからないんですが、これは最初に村にこの話が持ち込まれたのはいつごろなんですか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 去年の春か、1年前ですね。ですが、地元の方々は、土地を買い取たいという人が歩いていますという話はその前から実はありまして、地元の方々がちょっと心配されて相談においでになったことがありますので、その際はやはり地元の意見もまとめて、地元と直接話するか、村もその代弁をするというふうにお話し申し上げたところでございます。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 1年前、ちょっと定かではないというあれなんです、これは以前は東亜農公園と、あそこは東亜さんがあの台上地区を開発するのに道路を、産業道路というか、それをぶち抜いて、そしていろんな事業をやるんだという、私らも当時若かったですが、夢のある話を聞いていました。それで、いろいろあって、不祥事があって、それでなかなか開発が難しいんだと。そして、その土地そのものも東亜からいろんな、底地がいろんな会社にもう渡ってしまったと。そういう意味でも、なか

なか開発は難しいだろうと。

いろんなこの議会の中でも、議員さん、あそこはもう本当に素晴らしいところなんだからぜひ開発を、そういうものを考えたらいいんだと、私も同じなんですけど、そういう話、これは村長が先ほど言われたとおり、地権者がどうしようこれはなかなか口出せないんだと、それはそうかもしれないけれども、しかし、村としても許可するいろんな壁になることがあるでしょう。

メガソーラー、太陽光発電だけが産業じゃないですから、これは世の中にもう相当の数のあらゆる産業があるんですね、その中の一つだと。そういう観点で言えば、私はもっと地元で雇用を生み出すとか、西郷村の経済を底上げするとか、そして観光地ならあれだけのもう道路のインフラがそろっている、そういう土地をわざわざ太陽光なんていう1つの単純なというか、そういうものでやっていいのかどうかと。ここに村のポリシーというか、それが欠けていると思うんです。

はっきりしたそういうビジョンなり、あそこはこうあるべきだ、村としてはいろんな観光、いろんな産業にまず打診して、そういうものがあるかですよ、それからでも遅くないんです。どうしても誰も手を出せない、もう太陽光しかないんだというならそれはいざ知らず、まだ、そんなのも何にもしないで、いきなり太陽光発電。あそこの地区はもう本当に西郷のいわば、所有地ではないですが、一つの財産ですね。そういうものをむざむざ太陽光発電にしているものかどうかな。私から言わせれば、その太陽光発電というのは、そんな何にも価値のある土地じゃなくても、もうどうにもならない山間地のそういうところでもばんばんやっているでしょう。十分じゃないですか。

そして、今どういう会社だといったら、上海電力というから中国資本ですね。中国資本となると、これは外国だから、我々日本人とまた考えが違うんです。いざ、いろんな場面に立ったら、途中で放棄しているいろんな問題がないのか、いろいろ考えられますね。私は、それはそれとしても、それ以前に村として何もないのかということなんです。一言で言えば、あんないいところをむざむざ太陽光発電にしているのかどうかと。これは、地権者は売って金になればいいかもしれないけれども、そういうことで片づけるにしてはあまりにも芸がなさ過ぎる。

もう少し村が主体的になって、あそこはどうしてもいろんなあらゆる産業に来てもらって、先ほど言いましたように雇用につながるとか、そういうことをなぜできないのかと。メガソーラー自体がこれは雇用を生みますか、生むんだったらその数字を示してください。どうですか、その辺。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 確かに、あの場所はいい場所ですね。まず一番、御用邸に近い。それで、問題は所有権です、一番は。（不規則発言あり）いや、やっぱりもともと国有地であったものが、戦後開拓で実は最初は農業だった。農業がだんだん経済状況が進んで、そして別な利用ということで、あそこは大規模、アスカヒル計画でしたか、ありましたですね。それは新幹線あるいはその他のひかりは北へと連動するリゾートあるいは住宅、そういった世界最先端のというふれ込み、昔ビデオテープで見たこと

があります。

それは、土地の所有ということで、その後のストップによって所有権が分割された  
と、要するに1人ではないと。1人であれば、また別な展開になったかもしれませんが。  
しかし、それだけの投資効果あるいはそういったものが見つからなくて、そして資産  
保有の分割になっている。そのときに、各おのおのの所有者がみずからの知恵を働か  
せてやるのか、あるいは村が別な計画を持って全部投網をかけるようにまた再挑戦す  
るのか、なかなかできませんでした。それだけ大き過ぎてということもあります。

ただ、そこに東京女子医科大学サマーセミナーハウスがあって、ああいう高原の、  
そしてすばらしい環境において学業ができる、非常に期待を持ちました。私も本部に  
行って理事長さんにお会いしたりして、拡大発展をお願いしたり、何回も行っていま  
す。しかし、今や、放射能でお母様方がこの女子医科大学の女子学生、福島に行っ  
ちゃだめということで閉鎖になりましたですね。なかなか世の中はうまく回りません。

同時に、では一介の酪農といったものがもう少し大きくできないかといったことで、  
いろんな会社組織が畜産団地であったり、あるいは草地であったりやりましたが、な  
かなか物になりませんでした。

よって、今のところは農地として、あるいは低利用であるならばやはり土地を集積  
する力がある。あるいは、雇用は少ないと言いながらも、固定資産税その他の法人税  
等いろんなことが今よりは多少は。ただ、問題は従来からいて、今この営農をしてい  
る方々と共存できるかと、そこに係ります。同時にやるのであれば、あの地を利用で  
きる公共施設として何かリニューアル、そういったものができないかと、そういった  
ことを今後いろんな話をしていくという段階にあるわけでありまして、なかなかそれ  
を覆して村が、ちょっとこの計画をするんでどいてくれというようなところまでは実  
は至っていないのが現状でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） だから、村長も結論、最初にそれは認めることがありきとい  
うような話になっているんです。じゃ、県も私はちょっと疑念を抱いているのね。今ま  
でさんざんいろんな開発計画なり、そういう申し込んでも、県はいろんな昔の不祥事、  
私は直接聞いたわけじゃないんですけども、そういうものがさわって県は許可しな  
いんだと。この太陽光メガソーラーだけは何でそんな物わかりよく、私も何かすつき  
りしないんですね。裏で何か見えざる、そういう巨大な力が動いているんだか何だか  
わからない。県がそう見えている、村もあまり乗り気じゃない、成り行きもあって今  
も認めるような。私は本当に、これがもしすんなりいったら残念ですね。

これまた違うんだけど、違うというかお隣の那須町は年間500万、600万  
ですよ、観光客が来て。今、白河の事業者の和知さんが那須のフラワーパークとい  
うのか、あそこなんかも土地を借り上げてすごいお花畑を見せている、那須連山を。あ  
のフラワーワールドか、あそこと比べたって、その台上の今計画されているあそこへ  
行ったら、フラワーワールドどころじゃない、物すごい巨大な花畑ができていけばね。  
そういう業者に打診したら、何ぼでも参入すると。道路ができているんだから、イン

ターチェンジから真っすぐ。那須のフラワーワールドであろうが動物王国、みんな西郷の白河インターから行きますからね、今。だから、そのくらいもう立派なんですよ。

なぜ、メガソーラーなんだということ。那須の観光地じゃ、あんな190ヘクタールもの那須の観光地の一带につくるなんていったら怒られちゃうよ。私は非常に、観光に限らず、もったいない話だと。どうも、村長は今の答弁では、みずからそういう開発するとか、そういう意欲が感じられない。成り行きに任せて、しようがあんめと。このままいったら、恐らくそうなっちゃうでしょう。しかし、これは西郷村にとってはすごくチャンスというか、そういうものを逃してしまう、これは私は本当に懸念しています。

もう一回、先ほどちらっと、村でもちょっとは考えるんだと。その辺、じゃどのように考えているか、もう一回お知らせください。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 議員言っているのは、例えば今よりもっといい計画がないのかと、具体的にと、今のところないというふうに申し上げたところです。1つはやっぱり1回は農地といったものを買集めて1つのエリアをつくりましたですね。その後は、しかしそれがなし得ないということで、今度は所有者がいっぱい分割して持っているという現状です。それを、ではまた集めるといったエネルギーとお金、あるいは時間、あるいは理解、そういったものが果たしてできるのかと、これが一番の問題であると。

2番目は、それをなし得るのにはということで、今回はこの電力会社というふうになってきたわけでありまして。そうしますと、あのとき最初に新しい農業をやっている人が新しい計画でやったので、それで賛意を示して、そして土地を放して、そして新たな住宅に自分は移って、自分の農地がどう変わるのか、期待を込めて見ていたはずだと。そういう人とこれから土地を放さなくて農業を進めている、こういった人があそこにいるわけでありまして。そうした思いがどのようになっていくのかなということ考えたときに、やっぱり今あそこにいる方々、どういう思いで見ているのか、あるいはこういった計画が妥当なのかどうかといったことをずっとやっぱり聞いて、そういったものの思いが達するようにしなければならんというふうに思っているところがあります。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

次の質問、今の答弁であまりやる気のないような、何やるんだかわからない、もう少し意欲的に行政に取り組んでもらいたいと、私はそういうことです。

次の3番目の農業振興ということなんですが、時間がないから手短かに言います。かねがね農業の政策、これは国の政策そのもので、村も下請的に国の政策でみんな左右されるんですけども、それにしても近ごろ農業本来の役割があるのかと。大規模大規模、農業を集約して、補助金もらって、何ぼのあれだと。私は決してそういう、大規模は大規模で理解できますが、しかし日本はアメリカ、オーストラリアと比較しても、これはおのずと勝負にならないんですよ。やはり日本は独自の従来からのそういう農業もあるし、また、いろんなやり方があると。一くくりに今は大規模農業だとい

って、もう補助金でね、そういう人たちだけがもう農業の担い手みたいな感じで受け取られている。これは私は全く間違いだと思います。やはり、従来の日本の農業の土地をきちんと守って、そして管理してきたわけです。それがみんな崩れちゃう。

今、ある政治家も言っていますが、農村、地方がそれによって壊されていったと。そういう大規模農業のもとに全部農地を集約し、そして補助金で、やっている実態は何だと。もうこれは農薬を大量にばらまいて、悪く言えば捨てづくりですよ。WCSで1反歩8万2,000円の補助金をもらって、1町歩、10町歩あるいは100町歩やれば大変でしょう。それに目がいってやっているという、これはある一面ですけども、私は全部は否定しませんが、しかし結果的にはそういうふうな方向になっているんじゃない。それによって、優良な圃場がもう家畜の餌の圃場になっていると、WCSのね。今何が起こったと、今は米の値段が高いんですよ。米が足りないといっているんだから、食用米が。これはみんな家畜用の米をつくっているからです。これが果たして健全な農業の姿なのかと、私は素朴な疑問ですね。

これは村長が全然解決できるとか、できない問題ではないかもしれないけれども、しかし、やっぱり農業本来の地域の農業、そういう地域の社会を守るという観点から言えば、これはちょっとおかしいんじゃないかと私は非常に疑問。そんな米、家畜の飼料だけだと機械化でやって、あとはいいんだと、補助金だと。補助金が、じゃ未来永劫続くのかと、これもまたわからないですね。世代交代して、次の世代が、じゃそれを引き継ぐのかと。心配したらこれは切りがないんですが、しかし実態はそういう傾向があると。

そして、農業振興だなんていっても、ただそういう大規模にやる農業法人だけに目がいきますね。そういう人たちが農業に一生懸命取り組んでいるとかです。そうでしょう。まじめに1町歩、2町歩きちっと田畑を管理して、それなりにやっている人は何ら補助金も受けられない、自前の金でやっている、物すごい差ですよ。だから、こういうことが果たしていいのか悪いのかと。これは村だけ責めるところじゃないけれども、私は問題提起やるんです。こういう現状です。

それで、片や、先ほど直売所に補正予算で三百何十万円、微々たる金でようやくこれが動き出したと。WCSの農家には、もう億の金でしょう、補助金。実績は実績だからしようがないんですけども、そういう金を使っているわけです。片や、いろんな面で中小・零細、家庭菜園の方も一つの生活の糧になるかもしれない、そういうことに対してはわずか300万円や400万円の世界だと。そして、いろいろ設備するのもいろいろな金がかかるんだと。もちろん私は自助努力で自己責任でやるのが原則ですが、しかしながら、片一方ではそういう巨大な予算を平気で使っている。作物に農家の人がそれだけ愛情を込めて立派な飼料米をつくるという精神は恐らくないですよ。何でもいいんだ、やればいいんだと、監督がやりました、貯金通帳に金が入っているからイヒヒとなるんでしょう。こんなことが果たして永続的な農業になるのかと。私は村長を責めているわけじゃないですよ。ただし、後段のそういう農業予算があるんなら、もっと身近な役に立つことにも力を入れてもらいたいと。

これ、野菜づくりは、米農業だけじゃない、農業というのは。むしろ野菜が大事なのね。健康を維持するには野菜をどんどんとりなさい。長野県のある村ではそういう運動をしている。ばかすか野菜を食べたおかげでみんな長生きしちゃって医者もあまり行かない。実は、それが医療費の削減にもなる、膨大な医療費もこれは半分に減らせるかもわからない。私はそういうことにむしろ力を入れるべきだと。

大規模農業、それは恐らく西郷村だってそんなに数ないでしょう。その人らは年間1億円とか数千万円の所得を上げると。これは国の政策だからしゃあないけれども、しかしながら、いびつなそういう農業、またそういうことをやっている。肝心のそういう住民の皆さんが健康に結び付く、野菜をどんといっぱい食べて、新鮮な野菜を食べられるとか、ひいては医療費の削減につながるんです。もっとやはり政治というのは、そういうことに見ていかなきゃならないんだと。ただ単に大規模農業、立派な農業者ですねと、それは違うんじゃないかと私は言いたい。そのことによって、1つの農村社会、そういうのがもう壊れちゃう。

経済合理性から言えば、それはトラクター1台が何百町歩やったほうがトラクターの稼働時間は相当合理化できます。しかし、まちの農機具屋さん、それに従事している人は、今までトラクターが100台のところ3台になっちゃったら、もう販路がないんですよ。だから、経済、金の分配、経済の果実というのをあまりに限定しちゃったら、これはまたそこでいろんな問題が生じてくる。だから、身の丈に合ったそういうことをやっていかないと、これも農業において格差社会になっちゃうんじゃないかと。ある人が、何も年間所得2,000万円、3,000万円とか1億円取る必要ないんですよ。皆さんがやはり200万円、300万円でもいい、そしてその農業が続けられれば、それによって例えば失業した、あるいは定年になってそこでまた農業ができるとか、そういうインフラというか、そういうことがみんなだめになっちゃうわけです。私はそういうことに非常に危機感を持っているというか、危惧されます。そういう現状をどういうふうに分るのか、その辺どうですか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 補助金漬けの大規模農業に死角はないのかという論点でありまして、同感です。死角だらけです。今言われたとおり、急激な大規模志向といったものはやっぱりあつれきを生じます。この話は、土光臨調で今から30年前に、今の小泉純一郎さんの恩師であった加藤寛さんが座長でまとめた中に同じことが書いてありますね。30年前にして、全く同じく20ヘクタール農地、田んぼをつくらないと農家は自立できないと書いてあります。

なぜできなかったのか、今言われた話です。1つ、資産保有の所有権の問題、1つ、安心して任せられる信頼関係の強い後継者、代表者が育ってこなかった、3つ、食管がなくなった、昔食管があって値段は公定でしたね、国が決める。それで、おてんとうさまと技術革新だけやっていけば、よりうまい、より多くとれた。こういったものがだんだんなくなってきた。どう対応していくのかといったときに、やっぱり総合農業にいくべきだという考えが1つありました。ところが、進みませんでしたね。

それは、やっぱり借地権の10年とかいろんなことを今言っていますが、やっぱり別な側面があって、今代がわりです。米が下がってきた、一部今高いという声もあったそうですが、今の農業白書を見ますと、これから10年後の平成37年ごろの見通しでは、米は今800万トン食っていたのが700万トンになります。100万トン減る。あと残った100万トンどうする、そしたら飼料米だと書いてあります。

結局、田んぼはどのくらい必要になってくるんだろうと。既に、100万ヘクタールも減っているというところがあって、そこまで、じゃ土地改良法があって、堰をつくって、ダムをつくって、圃場整備をして、ロウタメをつくって、排水路つくったというのが誰が維持するんですかと。米の値段下がれば賦課金を納められないですよ、納められなければ土地改良区なくなりますよと、なくなれば管理者いなくなりますよというふうになるわけです。

そうしますと、やっぱりそういう温存すべきところ、あるいは田んぼを守るところという営農上の問題と、片や今度は食料の自給率の問題です。今、35を45にしようとしている。どうやってやるんだという問題もあります。その両者をどうくっつけていくかというふうになりますと、やっぱり今、世代交代して大型機械を買えないと、借金はしたくないといったときに、誰が本当に信頼に足る後継者になっていくのかなと。

今お話出ましたが、直売所、アグリネットとか若い後継者が出てきましたね。あの若い後継者ががっかりしないように、あるいはやり始めて10年で転職したときに借金残らないようにといったような仕掛けもしておかなきゃだめだ。よって、補助金はあるともらったほうがいい。ただ、そうした場合に実際始まったときに、オペレーションはできますが、水管理と田んぼの草刈りを誰がやるんですかとといったとき、今、農地・水という農業政策があって、1反歩3,300円の補助金が出ている。あれによって集落営農という1つの形でできているわけでありまして。これが多分今、議員が言うように、急激には難しいだろうと私も見ております。

もう少し、やっぱり信頼関係と後継者ができて、なおかつ、できれば役場の課長くらいの給料を取りたいという意欲がある者にどう応えていくかということになりますので、そういった地域的な、個人的な所有権と営農のバックアップ、あるいは重要なことを申されました。野菜を食うと病気にならない、おとといやっていましたね、悪玉コレステロール140上限値が、大麦と野菜ばかり食っていると3週間で110まで下がりますよと言っていました。ああいった問題と、それからおじいちゃん、おばあちゃんが天塩にかけたものがうまく直売所で回れば、これは一つの生きがいと、それから自分の技術を示すことになる。そういったことをぐるぐる組み合わせたことが多分進む道になるだろうというふうに思っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 持ち時間90分が来ましたので。

12番後藤功君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） これより午後2時20分まで休憩いたします。

(午後 2 時 0 0 分)

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

(午後 2 時 2 0 分)

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

続いて、通告第 3、5 番佐藤厚潮君の一般質問を許します。5 番佐藤厚潮君。

◇5番 佐藤厚潮君

1. 福島大学農学部誘致について
2. 東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致について

○5番（佐藤厚潮君） まず、一般質問の前に、このたびの熊本での大震災の際の被害に遭われた方にご冥福をお祈りしたいと思います。本日の私の一般質問の中にも、阿蘇地方で農学部を誘致して成功したというお話もあり、そういった関係からもお見舞い申し上げます。

では、通告に従い一般質問をいたします。

最初に、福島大学農学部の誘致についてお伺いいたします。

昨年秋に、国立大学法人福島大学では、平成30年春に農学系の学部を新設するという構想が発表になり、本年4月には開設の準備室ができたそうです。現在のところ、福島市、郡山市、田村市、鏡石町・天栄村の2つの町村が1つの地域として名乗りを上げているところです。

誘致に手を挙げたそれぞれの自治体の強みとは、福島市の場合、もともと福島大学があったことで歴史と伝統があり、大学と自治体との関係が築かれているということだそうです。また、郡山市は県の農業総合センターとの連携が可能だからということだそうです。また、田村市はもと日本一のたばこ産地だったということで、そういったことが強みだというふうに発表されています。そして、鏡石、天栄地区は複合経営の農業が盛んで、岩瀬農業高校があり、その高校との連携ができるということで、この4地域の強みがあり誘致に手を挙げたということだそうです。

我が西郷村には、ご存じのとおり世界的にも通用する最先端の研究を行う家畜改良センターがあります。また、農業実習をする上でも最適な農地、広大な農地もありますので、そういった点が強みになるかと思えます。しかも、それらが全て交通至便な場所にあるということもセールスポイントになるのではないのでしょうか。村長のお考えをお聞きいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 5番佐藤議員の一般質問にお答えをいたします。

改良センターをベースとした福大の誘致ということでございまして、新聞等でもいろいろこのごろ、その名乗りを上げる自治体が出ております。西白河地方市町村会で、今5人で福大の学長さん、それから副学長さん、事務局長さんといった方々、同時に県知事に対して、知事はおいでにならなかったのが農林部長ということで陳情をいたしました。

その趣旨はということですが、やっぱり当地方も農業に関しては非常に力を、あるいは国も県もそういったところに着目して、その施設がある、県の矢吹、この系大学校、あるいは今のお話のとおり天下に冠たる家畜改良センターNLBCであります。もとより、この家畜改良センターが西郷村にその本部を持ってくるといったこと自体が、やはりこの地に着目して、既に種馬所という軍馬のいわば最大の拠点であったりといったことも歴史的にはあるわけでありまして。同時に、お話のとおり2,000へ

クターに及ぶ土地を持っている、さらに交通至便、まことにアピールできる要素を持っているところがございます。

加えて、外務省のODAによって発展途上国の農林機関、さまざまな畜産の技術者がおいでになって、長ければ5か月に及ぶ国内研修をやっていく、そういった素養がある。同時に、聞くところによりますと理事長さんは学会のトップでもあられるといったことがあったり、あるいは京都大学、あるいは現在東北大学ですが、そういった大学との連携も図っている、まことに大きな枠組みを持った場所であるということをごをそこでアピールをしたわけでありませう。

その中でどのように決まていくのかと、目標として開学年度とかは示されておりますが、その道のりのためにはいろいろな調査をしなければならないと。必要性あるいは学校のアンケート、あるいはいろいろな調査をされております。そういった中において、どの分野に力点を置くのか。農業県としての福島といいますと、海から山から平場から、米から野菜から畜産から、それから内水面、それから外洋に至るまで全部の対象物がありますので、どういった切り口を出して、そしてキャンパスのありよう、あるいはその他の配置について、今、いろいろな委員会をもって決めつつあるというところでございますので、その枢要にいろいろアピールをしてきたというのが今回の行動でありました。

やっぱり、いろいろ言われておりますように、大学の効果といったものについてはいっぱいありますので、そういった学術の都といいますか、そういったアカデミックな分野がこの西郷にあることもまことにうれしいというふうに思っておりますので、今後ともまたそういった機会を捉えてということで、アピールをしていくということも続けてまいりたいと思ひます。

○議長（白岩征治君） 5番佐藤厚潮君の再質問を許します。

○5番（佐藤厚潮君） ただいま村長の答弁で、アピールをするべきだというお話でしたが、大学の誘致というのは、全国の事例を見ても成功しているところと、そして失敗したところもたくさん事例はあります。例えば、熊本県の先ほど申し上げました阿蘇村においては東海大学の農学部を誘致して成功した村としても有名です。また、大分県別府市ではAPUアジア立命館大学を誘致したことで、それまでは県外に進学した子弟に送金している学費が年間295億円ほどあったと。その大学ができたことによって、その額の半分以上の161億円が、今度は県外からその別府市に送金してもらい、要するに貿易収支の赤字が転換して黒字になったような、そういったところもあります。また、秋田県では公立の秋田教養大学ができ、そして、その大学の人気が高いということで地元の子どもの学力が伸びたとも言われています。

国立大学と私立大学のケースがありますが、私立大学というのはやはりそういった成功した地域と失敗したところの地域の事例を見ると、やはり私立大学であると、そういうリスクはあるということは考えられます。ただ、今回は当然国立大学でするので、そういった不安はほとんどないと考えられます。

ただ、今、日本全国には国公立、私立の大学、そして短期大学、大学院大学が約

760あるんですね。これはヨーロッパ全土、ヨーロッパ全域にある大学の数と同じくらいの数だそうです。ということは、日本全国にヨーロッパと同じだけの数の大学が既にあるということです。ましてや、日本国内の少子化というこの問題は急に改善することはないでしょうから、これから日本国内で大学が新たにできる、新たに開設するというのは相当まれなことだと思います。ということは、こういったチャンスはまさに千載一遇と言えるのではないのでしょうか。ぜひ、これを実現するために、そして西郷村の子どもたちに夢を与えられるような、こういった誘致に対して村長が手を挙げていただければと思いますので、もう一度村長のお考えをお伺いしたいと思えます。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 大学生が顔が見えるという、いろんな効果、子どもたちの学力までのお話があって、まことにキャンパスといったものがあればということですが、実はこの内容についてはつまびらかにされておりません。この文部科学省が福島大学についてどれほどのバックアップといたしますか、開学に当たってどのくらいの投資あるいは子どもの数、教授の数、なかなかそう簡単ではないらしいというのが、直接ではありませんが、陳情に行ってもまだそこはこれだけですよというご説明がありませんでしたので、ただ、やっぱり意欲を持って取り組んでいるというのはわかりました。

同時に、我が家畜改良センターの内容についてもやっぱりいろいろ調査をされているという話もありましたが、ただ、まだまだ先は長いという気がいたしたところでございます。

事は国立大学というふうになりますので、文部科学省所管、それで県はやっぱりバックアップとか、そういう立場というか形をとるだろうというふうになっていくそうでありまして。そうしますと、所在する市町村との関係あるいは県のバックアップとの連携、国の文部科学省と福島大学の今度は関係が出てきますので、そこら辺もう少し明らかにしていただければ、また対応の仕方があるのかなという気がしているところでございます。

○議長（白岩征治君） 5番佐藤厚潮君。

○5番（佐藤厚潮君） やはり、こういった誘致合戦というのはタイミングとか手続、そしてどういうところから攻めるかとか、戦略的なことも重要だと思いますので、ぜひその辺のところを積極的に、先回りするくらいのことで進めていただければと思います。

では、次に、私が昨年にも一般質問させていただいたんですが、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ誘致の件について一般質問いたします。

昨年の私が一般質問した際には村長も検討するというお答えだったかと思いますが、その後、何か進展があったのかどうか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 事前合宿の誘致について、その後の進展ということでございますが、特にはまだ今のところはできてはおりません。いろいろな事前キャンプの誘致、

合宿の前のそういったことをやっている自治体もありますが、やはり現在の状況を見ていきますと、施設とか、そういった第1の関門ですね。その次に施設とは関係なくといったものがあるのかどうかといったものがございしますが、まずはしかし今手を挙げているところを見ますと、公認のやっぱり陸上競技場とかその他の関連施設があるという前提がありますね。同時に、そこで宿泊した場合は、医療、警備とか、あるいは食の問題、あるいは関連施設、そういったものをずっと敷衍して広がっていきますので、そういったことからいうとなかなかこの西郷の今の施設だけでは大丈夫なのかどうかといったところも今あるわけでありまして。

しかし、中には今手を挙げているところでも、猪苗代とかあるいは町村で天栄とか手を挙げているところがありますので、どういったチャンネルを持ってということもあって、よく聞いている状況でもございます。さらには、また特別な人的なリレーション図というのがあるのかどうかで、それによってもまた別な展開が出てくるのかというふうに思いますので、もうちょっとやっぱり深く県とも手を組んでかかわらなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 5番佐藤厚潮君。

○5番（佐藤厚潮君） オリンピックの事前キャンプの誘致について再質問いたします。

私の手元に、東京2020事前トレーニング候補地ガイド掲載応募要項という資料があります。日本全国の今手を挙げているところは400自治体あるというふうに言われていますが、これをもとにみんな立候補している状態なんだと思います。内容が相当ありますので、細かく読み砕いていくと、中に確かに施設の面ですよ、例えばトレーニングルームを完備するとか、筋力トレーニングスタジオがあって、そして温水も使えるプール、それから、練習の後に使用できるサウナであるとか医務室、マルチメディアルームなどマスコミ等が来たときの対応するような場所であるとか、そういったことが条件というふうに書いてあります、この中に。

ということは、そういう施設があつて、公認の競技場があつてということが理想的なわけなんですけど、ただ、それはよく読むと、それは望ましいという表現なんです。ということは、当然あるにこしたことはない。ただ、結局使用する人たちというのは、日本の代表団が使用するわけじゃないですよ。いろいろな国が、もちろんアメリカのような大きな国から、もう選手が1人か2人くらいしかいないような、そういった小さい国もあるわけです。ですから、理想的な状態、施設であればもちろんそれが一番いいですけども、そうでない、そこまで望んでいない国もあるということも確かなようなので、その資料には、はっきりと絶対条件であるというふうには書いていないので、もしかしたら西郷村の例えば自然の家のところにあります400メートルトラックであっても、高地で夏に行われますので、夏のときに比較的涼しい場所だというふうに見てくれれば、そういう施設でも十分だというふうに考えてくれる国もあるのではないかなというふうに考えます。

西郷村からそういったオリンピックに出るような選手が出てくれば、もちろんそれ子どもたちにも夢を与えることはできると思いますが、現在のところはパラリンピ

ックの大会の出場を目指している選手も西郷村にはいるということですので、そういったことが報道されたり、また、西郷村でどこかの国の選手が来てキャンプをすることが報道されたりすると、本当に地元の子もたちも自分もオリンピックに出ようとか、出たいと思うような、そういうふうな夢を与えることができるのではないかと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います、村長、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 確かに、施設要件ばかりでなくて、もっと人的な関係があったりというつながりといったものも大きな意味を持つというふうに言われております。さらに、施設の整備要件もあったり、あるいは起債措置とかもありますので、いろいろどのレベルが合致するのか、あるいはおめがねにかなうのか、あるいはロンドンとか何かについては打率が相当低かったとか、いっぱいありますので、でも、そういうことであっても機運が上がったり、施設が整備されればいいのじゃないかといった意見もございますので、それをやっぱりうまく使って、できれば外国と手を組むといったことができればいいということで、いろんな意味でもう少し調査と、それから研究と、それを続けていくつもりでございます。

○議長（白岩征治君） 5番佐藤厚潮君。

○5番（佐藤厚潮君） 今申し上げたのは事前キャンプということで、選手が大会前にトレーニングする場所ということで申し上げましたので、それ以外で今度オリンピック・パラリンピックに関連した活動としてもう一つあるのがホストタウン構想というのがあります。これは、オリンピックの開催に当たり、それぞれの国の選手以外の人たちも含めて、そういう国と全国の自治体が交流を図ることがホストタウン構想というものだそうです。現在のところは、全国で69の自治体からの申請があり、そのうち44自治体が登録され、交流に向けて準備をしているところだそうです、まだこれは募集の段階です。

福島県内では、郡山市がオランダと交流するという事はもう登録されたそうです。また、猪苗代町ではガーナとの交流が認可されたということです。そのほかにももちろん、先ほど申し上げたように大きな国と大きな市が交流するというケースもありますが、小さな自治体が小さな国と交流をするというところも今既に幾つか出ているようですので、ぜひこれに対しても西郷村も手を挙げてホストタウンとなるということも考えていただければと思います、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） オリンピックはスポーツの祭典ということと同時に、交流といったことを前面に出している。これはインバウンドの関係、観光との関係が出てきますが、やはり野口英世博士とそれからファン・ドールン、安積疏水の設計者といったことの、誰でもわかる銅像があるといったことのきずながやっぱりこれを呼び起こしたということが容易にはかり知れるわけであります。

では、我が西郷は中国荊県の友好都市、何かできないとか、誰でも言いますね。やはりそういった関連とか、いろいろなつながりがあって、そういったことがより強

い、太いきずなができているといったようなものが見つけられれば、またそれで交渉していく、あるいは調査を進めていくといったことの素地になるということだろうと思っておりますので、さらに研究・検討をしてみたいと思います。

○議長（白岩征治君） 5番佐藤厚潮君。

○5番（佐藤厚潮君） もう一つ、オリンピック関連で、自治体ができることの一つに文化活動というのがあります。オリンピック憲章とオリンピック・アジェンダ2020では、オリンピック開催に当たり、スポーツのみならず、教育を含めた文化オリンピアドの実施も義務づけていることはご存じでしょう。また、IOCでは、スポーツと文化、教育を融合させることで、教育的価値、社会的価値、普遍的・基本的・倫理的諸原則の尊重に基づいた生き方の創造を目指しているということだそうです。

そこで、今年度、リオで行われるオリンピックが終わったときから、東京オリンピックの4年後のオリンピックのその日まで4年間、日本全国で20万件の文化プログラムを認証し、実施するということが今決まっております。文化プログラムといってもさまざまなものが考えられますが、そういった点も西郷村の文化を向上させ、そして西郷村を全国に発信できるような、そんな文化的な活動、アイデアを出し合い、知恵を結集させるべきだろうと私は思います。この点に関しても、村長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 議員お話しのとおり、文化プログラムなるものがありまして、既にこれは昭和39年オリンピック東京大会では、東京都内において美術展や伝統文化、伝統芸能の公演などが行われたというふうに言われております。同時に、ロンドン大会では、開催地のロンドンのみならず、イギリス全土において過去最多の17万7,000件の文化イベントが開催されたというふうに聞いております。

この東京オリンピック2020年では、文化庁が策定いたしました文化プログラムの実施に向けた文化庁の基本構想によりますと、20万件のイベント、5万人のアーティスト、参加者延べ5,000万を目指すという数値目標が提示され、東京大会以後の2021年には文化芸術立国の実現を目指すという目標が掲げられたそうです。

これを受けて、新聞報道によりますと、129の自治体といろいろあって、やっぱり固有の伝統文化、その他アピールすべきもの、あるいはこれから広めたいもの、世界に発信したいもの、いっぱいあると思いますので、これからもこの分野については西郷村における特質あるいはアピールできるものがあるかどうか、その他について研究・検討をしてみたいと思います。

○議長（白岩征治君） 5番佐藤厚潮君。

○5番（佐藤厚潮君） 今、村長答弁がありましたので、ぜひそういう点に力を尽くしていただければと思います。

当然オリンピックが日本で行われるというのが、次はもう何十年も先で、次がある

かどうかともわかりません。こういった大きな行事というのは、多分終わった後になると、もっとあれをやっておけばよかったとか、何だあのくらいのことだったら我々でもできたんじゃないかというふうに思うことって結構あるのではないかと思います。職員の皆様にも忙しくなってしまうかもしれませんが、西郷村の子どもたちに夢を与えるような、そんな事業を展開していただければと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（白岩征治君） 5番佐藤厚潮君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（白岩征治君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日6月16日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。どうもご苦労さまでした。

（午後2時48分）